

会津美里町
過疎地域持続的発展計画
(令和8年度～令和12年度)

福島県大沼郡会津美里町

会津美里町過疎地域持続的発展計画

目 次

1 基本的な事項	
(1) 会津美里町の概況	4
(2) 人口及び産業の推移と動向	9
(3) 行財政の状況	13
(4) 地域の持続的発展の基本方針	16
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	20
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	24
(7) 計画期間	24
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	24
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1) 現状と問題点	26
(2) その対策	27
(3) 計 画	29
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	29
3 産業の振興	
(1) 現状と問題点	30
(2) その対策	32
(3) 計 画	35
(4) 産業振興促進事項	36
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	37
4 地域における情報化	
(1) 現状と問題点	38
(2) その対策	39
(3) 計 画	39
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	40

5	交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	現状と問題点	41
(2)	その対策	43
(3)	計 画	44
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	45
6	生活環境の整備	
(1)	現状と問題点	46
(2)	その対策	48
(3)	計 画	49
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	50
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現状と問題点	51
(2)	その対策	52
(3)	計 画	55
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	57
8	医療の確保	
(1)	現状と問題点	58
(2)	その対策	58
(3)	計 画	59
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	59
9	教育の振興	
(1)	現状と問題点	60
(2)	その対策	61
(3)	計 画	63
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	64

1 0 集落の整備	
(1) 現状と問題点	65
(2) その対策	65
(3) 計 画	66
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	66
1 1 地域文化の振興等	
(1) 現状と問題点	67
(2) その対策	67
(3) 計 画	68
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	68
1 2 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現状と問題点	69
(2) その対策	69
(3) 計 画	69
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	69
1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現状と問題点	70
(2) その対策	70
(3) 計 画	71
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	71

※ 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）
過疎地域持続的発展特別事業分

1 基本的な事項

(1) 会津美里町の概況

ア. 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(ア) 自然的条件

本町は、福島県の西半分を占める会津地域のほぼ中央に位置し、東は清澄な大川(阿賀川)を挟んで会津若松市と接し、北は会津坂下町、西は柳津町、南は下郷町及び昭和村と接している。県庁所在地の福島市には直線距離で約 65km、会津地域の中心都市である会津若松市には約 8km の距離にあり、東西約 18.6km、南北約 28km と南北に長い地形を成し、総面積 276.33k m²を有する。

地勢は、北部に広がる平野部と南部を覆う山間地からなり、肥沃な土壌の平野部は主として水田として利用されている。

本町の気候は、内陸型特有の複雑な気候を示し、冬期は日本海式の気候のため好天が少なく積雪量が多い。夏期は蒸し暑く、春秋には昼間と夜間の気温差が大きい盆地特有の気象条件にある。

(イ) 歴史的条件

高田地域では、平成元年の国営会津宮川土地改良事業に伴って発掘された「冑宮西遺跡」から約 1 万年前の旧石器が出土しており、本町にはかなり古い時代から人々が住んでいたことがうかがえる。さらに、「京安林遺跡」や「壇原遺跡」などからは縄文式土器が発掘され、昭和 41 年に舘ノ越の桑畑の中から発掘された弥生時代の遺跡の中からは、北支系(現在の中国)の粳米が発見されている。

552 年(欽明天皇 13 年)には岩代国一の宮、会津総鎮守として名高い伊佐須美神社が明神ヶ岳(標高 1,074m)から現在の高天ヶ原の地に移され、当時は神官その他の人々が 36 人も仕えていたといわれている。以後、現在まで会津の総鎮守・会津文化発祥の地として歴史を創ってきた。また、奈良に都があった頃には播磨国(現在の兵庫県)の徳道上人によって雀林の堂平の地に法用寺が建てられ、聖武天皇の祈願寺とされた。

本郷地域は、関東武士の移住により支配権が確立され、その後会津領主葦名盛氏の向羽黒山城築城(1561 年)にあたって城下町としての形態を成し、市場として繁栄した。

主要地場産業である会津本郷焼は、正保 2 年(1645 年)会津藩主保科正之が尾張の国、瀬戸より水野源左衛門、長兵衛の兄弟を招き、良質の陶土を発見して陶業を起こしたことに始まり、現在も町の重要な産業のひとつとなっている。

新鶴地域には、鎌倉時代の創建と伝えられる弘安寺や常福院薬師堂(現国指定重要

文化財) などがあり、会津盆地西部における仏教文化の一拠点として栄えてきた。

旧会津高田町は、明治元年には 60 村であったが、明治 8 年の合併で 33 村となり、明治の大合併(明治 22 年 4 月 1 日)では 8 村となった。明治 29 年 7 月 1 日には高田村が町制を敷き高田町となり、昭和 2 年 4 月 1 日に田川村を編入した。その後、昭和 30 年 3 月 31 日に高田町、赤沢村、永井野村、尾岐村、東尾岐村、旭村、藤川村の 1 町 6 村による合併で会津高田町となった。

旧会津本郷町は、明治元年には 13 村であったが、明治 8 年の合併で 7 村となり、明治の大合併によって本郷村、氷玉岡村、川路村の 3 村となった。本郷村は明治 36 年 6 月 1 日に町制を敷き、氷玉岡村と川路村は大正 14 年 6 月 10 日に合併して玉路村となった。その後、昭和 29 年 11 月 1 日に本郷町と玉路村が合併し本郷町となり、平成 4 年 4 月 1 日に町名変更により会津本郷町となった。

旧新鶴村は、明治元年には 22 村であったが、明治 8 年の合併で 9 村となり、明治の大合併では新田村と鶴野辺村の 2 村となった。明治 31 年 1 月 23 日にこの 2 村が合併し新鶴村となった。

そして、平成 17 年 10 月 1 日に会津高田町、会津本郷町及び新鶴村の 3 町村が合併し、現在の会津美里町となった。

(ウ) 社会的経済的条件

本町の交通条件は、国道 401 号により会津若松市へ約 8 km、県道会津坂下・会津高田線により会津坂下町へ約 10km の距離となっており、国道 49 号及び磐越自動車道に接続している。

国道 401 号は、会津若松市へのアクセスにおいて、文化や経済等の面で町発展の動脈的役割を果している。また、博士トンネルの開通により、本町と昭和村をはじめとする奥会津地域との移動を円滑なものにしている。国道 49 号には、県道会津坂下・会津高田線及び県道会津坂下・本郷線が接続しており、国道 118 号には県道会津若松・会津高田線及び県道会津高田・上三寄線が接続している。

また、磐越自動車道には、平成 17 年 12 月に社会実験として新鶴スマート IC が設置され、平成 19 年 4 月 1 日から本格稼働を開始し、平成 26 年 6 月 1 日からはさらなる利便性向上のため運用時間を 16 時間から 24 時間に変更し、町の北の玄関口として現在に至っている。

さらに、JR 只見線が町の北東部を走り、会津本郷駅、会津高田駅、根岸駅、新鶴駅の 4 つの駅が設置されている。上り線は会津若松市(会津若松駅)で磐越西線と接続している。

イ. 過疎の状況

(ア) 過疎地域の現状

本町は、過疎地域の持続的発展の支援に関する措置法に基づく「過疎地域」（令和3年4月1日）に指定されている。これまで、慢性的な過疎化の進行が続いており、人口の推移について、昭和35年国勢調査による総人口は36,073人であったが、昭和50年には27,973人となり15年間で22.5%減少し、さらに令和2年には19,014人となり、昭和55年（27,945人）から令和2年の長期の人口減少率（40年間）は32.0%である。また、平成7年の人口は27,039人であり、令和2年（19,014人）までの中期の人口減少率（25年間）は29.7%である。

65歳以上の高齢者比率にあたっては、昭和55年には14.7%であったが、令和2年には39.8%にまで増加している。また、15歳から29歳の若年者比率にあたっては、昭和55年には19.1%であったが、平成17年には14.1%、令和2年には9.6%となり、若年者層の減少と高齢者層の増加が急速に進んでいる。

特に山村振興法に基づく振興山村地域に指定されている尾岐・東尾岐地区の過疎化は著しく、これらの地域の中でも特に山間奥地に点在する集落では、冬期間の孤立や生活環境の厳しさから自然発生的に下山し、これまでに数箇所の集落が消滅している。

なお、本町の財政力指数については、平成30年から令和2年までの平均値が0.27であり、少子高齢化の進行、行政サービス需要の拡大、社会保障費等の経常的経費の増額といった財政需要の増大に加え、自主財源である町税収入の減少も重なり、歳入の多くを地方交付税に依存しており、大変厳しい状況にある。

一方、本町は緑豊かな森林やそれを源とする清流・阿賀川や宮川、長い年月によって築き上げられた田園風景など美しく豊かな自然に恵まれており、都市との交流や緑に包まれた定住地、やすらぎの場として自然的・地理的優位性を有している。さらに、多くの歴史・文化資源として、会津生誕の由来に起源する伊佐須美神社や約400年の歴史を誇る会津本郷焼、葦名盛氏が築いた東北最大の山城といわれる向羽黒山城跡などがある。さらに、肥沃な土地と豊富な水から育まれる米、野菜、果樹、花きなど高い生産性を誇る農作物に恵まれている。

こうした中、本町が持続的発展を成し遂げるため、地域の資源を最大限に活用しながら人口減少、空き家対策、生活環境整備、人材育成などの過疎地域対策事業に重点的に取り組むことで、これまでも人口減少の抑制、産業の振興、道路などの社会基盤整備の進展や各種情報通信網の整備など、一定の改善が図られてきた。

しかしながら、依然として、人口減少・少子高齢化の進行は顕著であり、地域の担い手不足が続いているため、人口減少対策に継続して取り組むことで地域経済の停滞、集落の活力低下を抑制していくことが重要である。

(イ) これまでの過疎対策の成果及び課題

本町は、昭和45年以降、過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法及び過疎地域活性化特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法、福島県過疎地域自立促進方針・計画等に基づく会津美里町過疎地域自立促進計画等に基づき様々な過疎地域対策事業に取り組んできた。令和3年度からは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎地域持続的発展計画を策定し、移住・定住の促進や基盤道路の整備、子育て・教育環境の充実、農地、森林等の管理・保全、さらにはデジタル・情報通信技術の利活用等による情報化の推進といった、持続可能な地域社会の形成を実現するための総合的・計画的な過疎地域対策事業に取り組んできた。

人口減少・少子高齢化は、現在も継続して進行しているが、この間、様々な対策を講じることで、人口減少の抑制、基幹道路・情報通信網などの社会基盤や生活環境の整備などの一定の成果が得られるとともに、多様な地域づくり活動や地域間交流が進みつつある。

現在、首都圏等では、過度な人口集中を回避し、ゆとりある生活を志向するライフスタイルや価値観の多様化等から地方への関心が高まっており、こうした層を移住に繋げ、人口減少に歯止めをかけるための取組が今後も重要となる。

また、依然として次のような課題が見受けられるため、過疎地域を取り巻く環境の変化や時代の潮流など、地方への関心が高まっている機運を的確に捉え、若者の定住化、地域経済の活性化等、地域住民が健康で快適な日常生活を営むことができるよう、引き続き過疎対策事業に取り組んでいく必要がある。

【過疎における主な課題】

- 人口減少・少子高齢化の進行による高齢化率の上昇と地域社会の担い手不足
- 地域社会の担い手不足による集落コミュニティ機能や地域活力の低下
- 空き家の増加による住民生活や景観への影響などの問題
- 雇用・就労の場の不足
- 農林業、商工業、地域産業などの地域経済の停滞
- 情報通信基盤の整備・維持と情報化進展への取組
- 生活道路や基幹道路など、交通基盤の整備・維持
- 通勤 通学、通院や買い物など、日常の生活交通の整備・維持
- 地域の担い手の不足による生活環境や自然環境の維持保全
- 野生動物が農地や生活環境等へ侵入することによる深刻な被害の発生
- 子育てや教育環境の充実
- 高齢者の介護・福祉制度の充実や地域包括ケアシステムの体制整備の強化
- 医師をはじめとした医療人材の全般的な不足、地域医療の維持、充実
- 耕作放棄地の解消や森林環境整備、農地や森林が持つ多面的機能の低下

- 地域の伝統文化・芸能の継承
- 生涯学習を通じた郷土愛の形成と定住の促進
- 再生可能エネルギーの利活用の推進
- 広域で連携して行う人口減少対策と魅力ある地域づくりの推進
- 計画的な公共施設等の長寿命化・更新・統廃合・転用・除却などの実施

ウ. 社会経済的発展の方向

良質な米の生産地として確立し、高い生産性を誇る本町の農業については、従事者の高齢化、後継者不足等の問題が表面化するなか、基幹産業としての位置づけを明確にし、新宮川ダムの有効活用をはじめ、用・排水施設や農道の整備等による農業生産基盤の一層の充実と農業を担う人材の確保と育成、デジタル化による農業技術の革新を図る取組を推進する。

観光においては、伊佐須美神社や会津本郷焼、中田観音（弘安寺）をはじめとする数多くの貴重な歴史・文化資源や自然資源、温泉資源等を最大限に活用し、これまでイベント開催が中心だった観光から、季節に合わせた町の良さを楽しんでもらえるよう、住民全体でおもてなしをする着地型観光へ変えていく仕組みを維持する。そのために、町・観光業者・交通業者・商工業者・住民らがそれぞれの役割、あり方を認識し、既存観光資源の保全及び一層の機能強化、魅力化を進めるとともに、新たな観光・交流の場の創出や魅力ある周遊ルートを整備する必要がある。

また、創業支援、事業承継、空き店舗等の活用、商工活性化事業など創業・雇用機会の充実を図るとともに、環境保全や環境への負荷の少ない循環型社会の構築に努めるなど、快適な居住環境の整備を進めることが本町への定住・回帰に必要である。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア. 人口の推移

本町の人口は、昭和30代から現在に至るまで減少の一途を辿っている。

昭和55年には27,945人、平成2年には27,211人となり、緩やかな減少傾向を示していたが、平成17年には24,741人、平成27年には20,913人、令和2年には19,014人となっており、急速な人口減少が見られる。また、年齢構成の推移では、若年者層の減少と高齢者層の著しい増加が見られる。

一方、世帯数については、平成12年には7,329世帯、平成17年には7,533世帯、平成27年には7,267世帯、令和2年には7,276世帯、令和7年には7,194世帯とほぼ横ばいであるのに対し、一世帯あたりの人員をみると、平成12年には3.7人、平成17年には3.4人、平成27年には3.0人、令和2年には2.7人、令和7年には2.5人となっており、急速な核家族化の進行と単身世帯や高齢者のみの世帯の増加がうかがえる。

表1-1 (1) 人口の推移

(国勢調査)

区分	昭和55年	平成2年			平成7年		平成17年			平成27年			令和2年		
	実数	実数	増減率(S55)	実数	増減率(S55)	実数	増減率(S55)	増減率(H7)	実数	増減率(S55)	増減率(H7)	実数	増減率(S55)	増減率(H7)	
総数	27,945	27,211	△2.6	27,039	△3.2	24,741	△11.5	△8.5	20,913	△25.2	△22.7	19,014	△32	△29.7	
0歳～14歳	5,305	5,237	△1.3	4,666	△12	3,279	△38.2	△29.7	2,253	△57.5	△51.7	1,910	△64	△59.1	
15歳～64歳	18,534	16,613	△10.4	15,879	△14.3	13,999	△24.5	△11.8	11,347	△38.8	△28.5	9,527	△48.6	△40	
うち15歳～29歳(a)	5,325	3,598	△32.4	2,701	△49.3	3,491	△34.4	△29.2	2,283	△57.7	△15.5	1,817	△65.9	△32.7	
65歳以上(b)	4,106	5,361	30.6	6,494	58.2	7,463	81.7	△14.9	7,313	78.1	△12.6	7,577	84.5	16.7	
(a)/総数 若年者比率	%	%	-	%	-	%	-	-	%	-	-	%	-	-	
	19.1	13.2		10		14			10.9			9.6			
(b)/総数 高齢者比率	%	%	-	%	-	%	-	-	%	-	-	%	-	-	
	14.7	19.7		24		30			35			39.8			

表1-1 (2) 人口の推移

(住民基本台帳)

区分	平成12年3月31日			平成17年3月31日			平成27年3月31日			令和2年3月31日			令和3年3月31日			令和7年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	26,833	100		25,663	100	△4.4	21,653	100	△15.63	19,964	-	△7.8	19,531	-	△2.2	17,930	-	△8.2
世帯数	7,329	-		7,533	-	2.8	7,267	-	△3.5	7,276	-	0.1	7,299	-	0.3	7,194	-	△1.4
男	12,889	48		12,422	48.4	△3.6	10,394	48	△16.33	9,628	48.2	△7.4	9,450	48.4	△1.8	8,705	48.5	△7.9
女	13,944	52		13,241	51.6	△5.0	11,259	52	△14.97	10,336	51.8	△8.2	10,081	51.6	△2.5	9,225	51.5	△8.5

イ. 人口の見通し

(ア) 総人口の推移

本町の人口は、戦後間もない昭和25年（1950年）の38,779人を最大として、その後は、全国の地方と同様に、高度経済成長期（1954～1973年）は東京圏など大都市部への人口移動などにより減少が続いた。

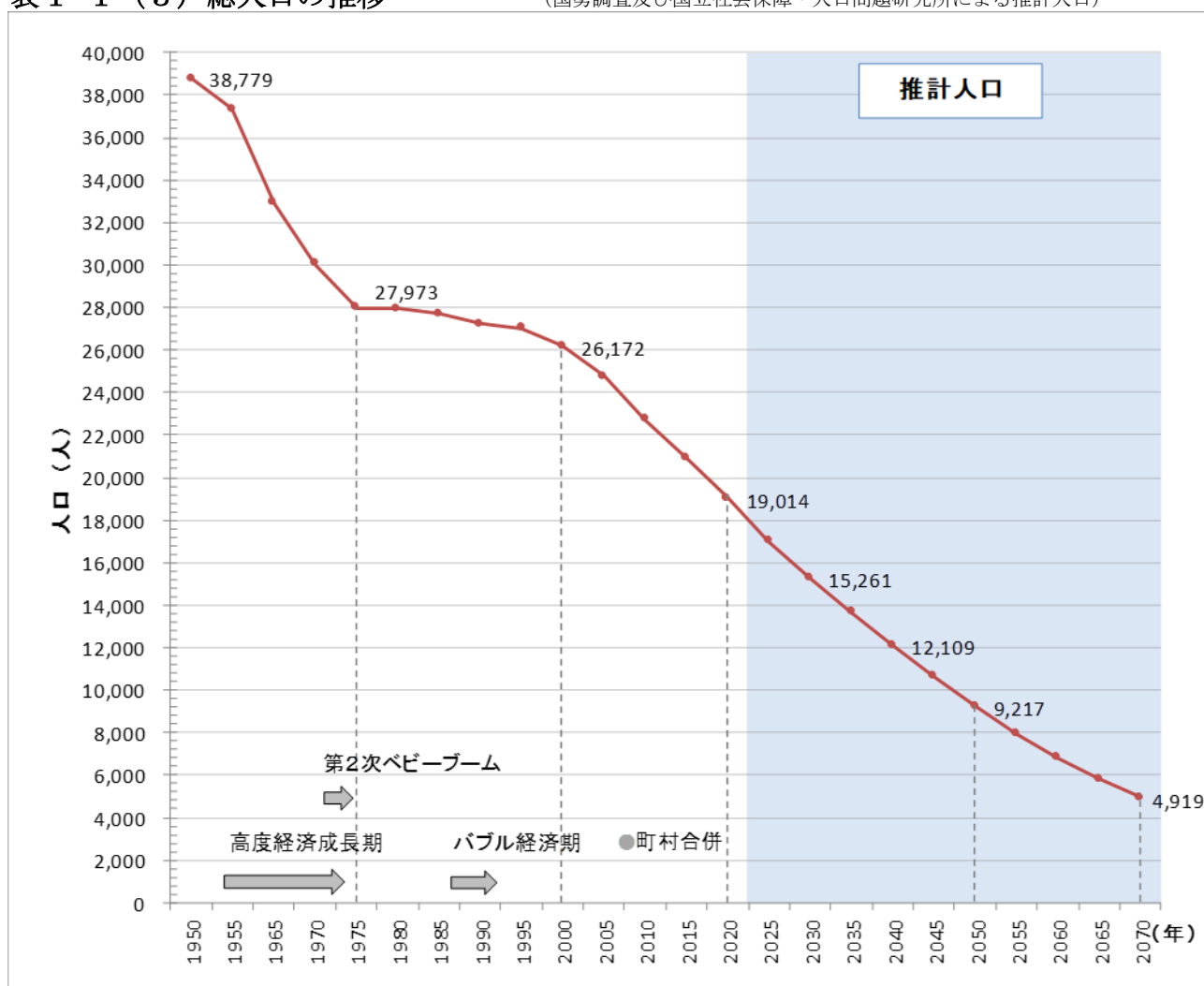
昭和50年（1975年）以降は、安定成長期（1974～1984年）や第2次ベビーブーム（1971～1974年）、平成3年（1991年）頃からの町内での民間による宅地造成や土地区画整理事業による転入者の増加などにより、減少が一旦落ち着いた。

しかし、国勢調査によると、平成12年（2000年）に27,000人を下回ってから急速に人口の減少が進み、令和2年（2020年）は19,014人となっている。

人口減少は今後も進んで令和32年（2050年）には、令和2年（2020年）に対して9,797人（48.5%）減少して、9,217人になるものと推計され、2070年には4,919人まで減少すると推計される。

表1-1（3）総人口の推移

（国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所による推計人口）



(イ) 年齢3区分別人口の推移

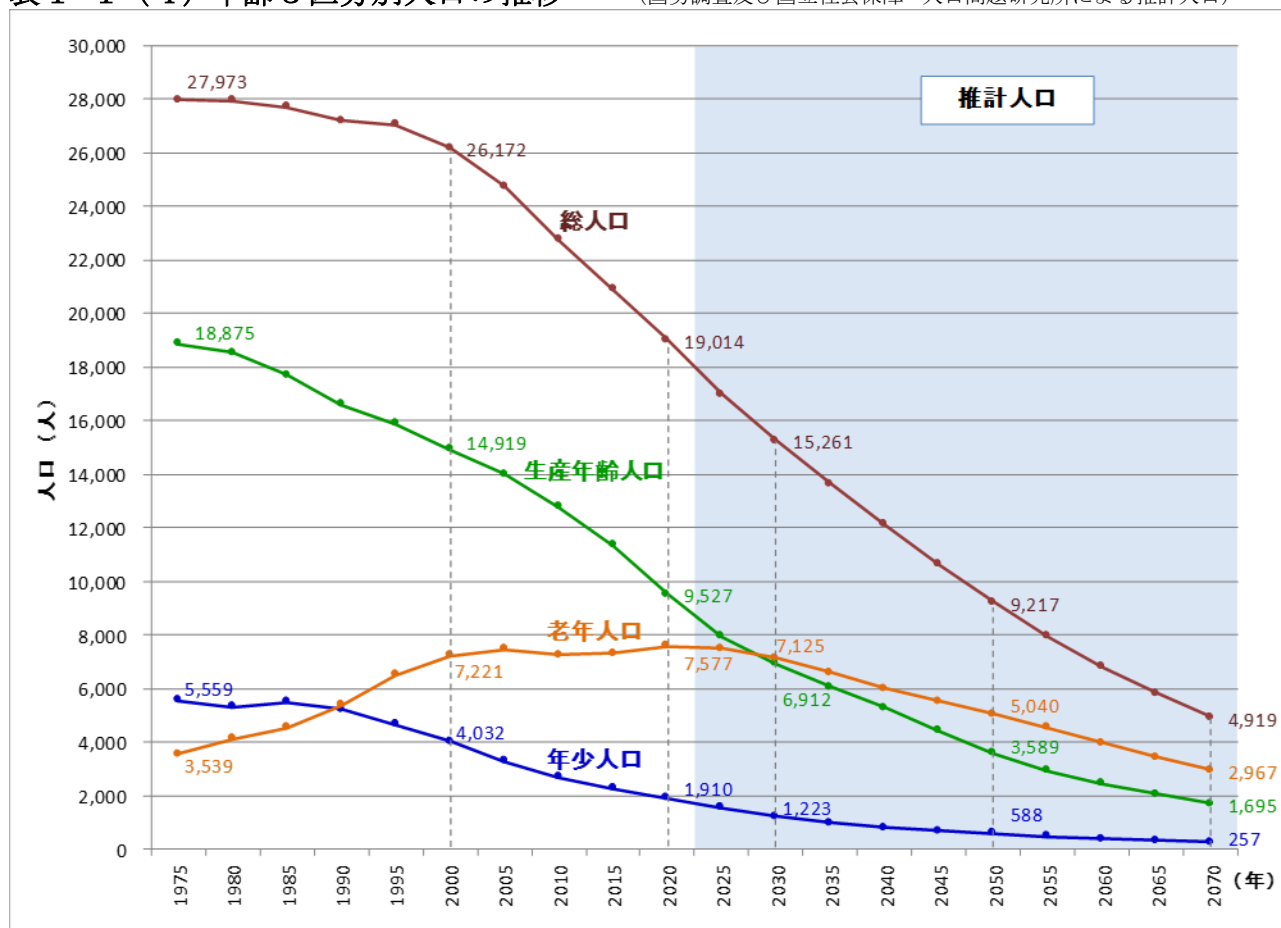
本町の生産年齢人口（15歳～64歳）は、総人口にほぼ比例して減少しており、令和12年（2030年）以降は老年人口を下回り、令和37年（2055年）頃まで老年人口との差が大きくなると推計される。

年少人口（15歳未満）は、昭和60年（1985年）頃までは横ばいであったが、その後減少が進んでおり、今後も減少すると推計される。

老年人口（65歳以上）は、平成12年（2000年）頃までは増加していたが、近年はほぼ横ばいの状態となっており、令和12年（2030年）頃から減少に転じると推計される。

令和2年（2020年）時点での年齢3区分別の人口割合の推計は、年少人口10.0%、生産年齢人口50.1%、老年人口39.8%に対し、令和32年（2050年）時点での年齢3区分別の人口割合の推計は、年少人口6.4%、生産年齢人口38.9%、老年人口54.7%と見込まれることから、人口減少とあわせて少子高齢化への対応が必要となる。

表1-1 (4) 年齢3区分別人口の推移 (国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所による推計人口)



ウ. 産業別就業人口の推移と動向

我が国の産業構造の変革に伴い、産業別就業人口について、本町でも著しい変化がみられる。

第一次産業就業人口比率は、昭和 30 年代以降減少を続け、昭和 55 年には 33.6%の 5,170 人となり、その後も、後継者不足や全体的な人口減少もあいまって、平成 2 年には 24.6%の 3,539 人、平成 17 年には 19.2%の 2,353 人、平成 27 年には 16.9%の 1,775 人、令和 2 年には 15.2%の 1,485 人と減少が加速している。

第二次産業就業人口比率は、建設業及び製造業を中心に増加し、昭和 55 年には 32.7%の 5,026 人、平成 2 年には 37.2%の 5,363 人と就業人口の 37.2%を占めるに至ったが、近年の産業構造の変化により、平成 7 年には 36.3%の 5,052 人、平成 17 年には 28.6%の 3,498 人、平成 27 年には 26.3%の 2,771 人、令和 2 年には 26.1%の 2,561 人と減少に転じている。

第三次産業就業人口比率は、昭和 55 年の、就業人口の 33.7%を占める 5,193 人から、平成 2 年には、38.2%の 5,505 人、平成 17 年には、52.2%の 6,389 人、平成 27 年は 56.8%の 5,998 人、令和 2 年には、58.7%の 5,773 人となっており、就業人口は減少に転じているものの、産業別人口総数に占める第三次産業就業人口比率は、昭和 55 年以降増加傾向となっている。

表 1-1 (5) 産業別人口の動向

(国勢調査)

区 分	昭和55年	平成2年		平成7年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	15,389	14,407	△6.4	13,917	△3.4	12,240	△12.1	10,534	△13.9	9,829	△6.7
第一次産業 就業人口比率 上段:％ 下段:人	33.6 (5,170)	24.6 (3,539)	－	21.7 (3,023)	－	19.2 (2,353)	－	16.9 (1,775)	－	15.2 (1,485)	－
第二次産業 就業人口比率 上段:％ 下段:人	32.7 (5,026)	37.2 (5,363)	－	36.3 (5,052)	－	28.6 (3,498)	－	26.3 (2,771)	－	26.1 (2,561)	－
第三次産業 就業人口比率 上段:％ 下段:人	33.7 (5,193)	38.2 (5,505)	－	42 (5,842)	－	52.2 (6,389)	－	56.8 (5,998)	－	58.7 (5,773)	－

(3) 行財政の状況

ア. 行政

分権型社会への移行は、地方自治体の権限と責任を大きく拡大し、行政能力の質的・量的向上を必要としているが、本町においても多様な行政需要の増加が財政規模の拡大及び行政機構の複雑化を招いている。その対応として、行政改革を推進するとともに、行政評価を基本とした行政経営システムの確立を進めてきた。

同時に、職員の質的向上を図るため、研修の機会の創設や積極的な参加を推進するとともに、職員の意識改革と組織の活性化のため人事評価制度も進めながら、時代の要請にあわせた行政サービスに対応できるよう努めてきた。

少子高齢化の進行をはじめ、分権型社会の進展による高度化・多様化する行政需要、普通交付税の一本算定による厳しい財政状況に対応するため、引続き行財政基盤の強化を図る必要がある。

イ. 財政

本町の財政状況は、少子高齢化の進行、高度多様化する住民ニーズによる行政サービス需要の増大、社会保障費等の経常的経費の増額といった財政需要の増大に加え、生産年齢人口の減少による町税収入の減少も重なり、極めて厳しい状況となっている。令和6年度の歳入状況をみても、自主財源である町税の割合が16.7%と低く、歳入総額の36.1%を占める地方交付税に依存している状況である。

また、普通交付税の算定基礎となる人口も減少していくことから、なお一層の一般財源の減少が予想される。さらに、公共施設等長寿命化計画に位置づけられた大規模改修事業を継続するほか、施設の維持改修経費、人口減少対策、デジタル化推進等の経費増加に加え、物価高騰による町財政への打撃も長期化していることから、より一層の行財政改革に取り組み、持続可能な財政運営の確立を図っていくことが急務となっている。

自主財源である町税収入も大きな伸びが期待できない状況にあり、現在の財政枠組みの中で、安定した財政運営が求められることから、財政規模に見合った行財政サービスを実現することにより、将来にわたって無理、無駄のない健全な財政運営が不可欠である。

表 1-2 (1) 財政の状況

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	令和元年度	令和 6 年度
歳入総額 A	11,609,337	11,982,948	13,764,033
一般財源	7,939,330	7,247,160	8,010,863
国庫支出金	714,228	853,979	916,240
都道府県支出金	1,031,144	790,671	1,192,873
地方債	530,100	1,064,000	1,440,000
うち過疎対策事業債	96,400	295,200	600,900
その他	1,394,535	2,027,138	2,204,057
歳出総額 B	11,237,047	11,587,553	12,819,407
義務的経費	4,086,575	3,955,898	4,513,828
投資的経費	696,445	1,700,492	1,825,499
うち普通建設事業	669,236	1,687,135	1,788,258
その他	6,454,027	5,931,163	6,480,080
過疎対策事業費	1,011,813	1,730,345	6,003,474
歳入歳出差引額 C (A-B)	372,290	395,395	944,626
翌年度へ繰越すべき財源 D	57,930	45,419	203,560
実質収支 C-D	314,360	349,976	741,066
財政力指数	0.27	0.28	0.31
公債費負担比率	14.3	13.3	14.4
実質公債費比率	6.8	5.5	3.4
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	82.5	91.1	87.8
将来負担比率	-	-	-
地方債現在高	9,855,133	11,418,293	10,697,554

ウ. 施設整備水準等の現況

本町では、現在まで交通体系の整備や保育所・介護保健施設など各種福祉施設の整備、スポーツを通して町民の親睦と活気あふれる地域社会の形成が図られるよう生涯学習施設などの整備に力を注いできた。

また、下水道処理施設については計画的に整備が進められてきたが、施設への接続率が伸び悩んでいるため、接続率の向上を図る取組が必要である。

今後は、引き続き生活環境の整備を推進するとともに、地域の個性を活かした産業づくりや観光の開発、商工業の振興などにおいても、定住促進等の観点に立った条件整備を図ることが重要である。

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55	平成 2	平成 12	平成 22	令和 6
	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
市町村道 改良率 (%)	50.2	67	78.9	75.1	77.3
舗装率 (%)	49.5	76.2	79.4	81.1	82.9
農道 延長 (m)	505,841	517,947	528,177	262,009	250,621
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	97.9	101.3	108.8	—	—
林道 延長 (m)	66,779	74,303	92,095	103,825	111,488
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	3.5	3.86	4.79	5.45	5.53
水道普及率 (%)	56.9	65.1	87.3	92.5	86.9
水洗化率 (%)	—	16.2	42.7	51	65.6
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	9.8	10.6	10	10.2	2.9

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア. 基本目標

本町では、人口減少・少子高齢化が継続して進行しており、地域を担う人材の確保や育成、地域経済の活性化、情報化の進展、基幹道路の維持・整備、地域医療の確保、子育て・教育環境の充実、集落の維持及び活性化、農地・森林等の管理・保全等を実施していくことが課題である。そのため、移住・定住の促進や地域と多様な形で関わる人材（いわゆる「関係人口」）との関係性の構築、デジタル・情報通信技術の利活用等による情報化の推進、再生可能エネルギーの利活用など、過疎地域の課題解決に資する動きを加速させ、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を実現するための取組が重要である。

本町は、豊かな自然環境や地域固有の伝統文化、都市部では希薄になった人と人との温かい関係性や思いやり・きずなが残る町であり、その価値を再認識し、しっかりと継承するとともに地域内外の多くの方々に向けて積極的に発信し、理解と共感の輪を広げていくことが大切である。

そのためには、過疎地域に住む人々自らが住む地域に誇りをもち、地域内外の人々と交流しながら豊かな地域資源を活用し、元気で持続可能な地域を共につくる（共創）という考え方に立ち、「人と地域」「しごと（雇用・経済）」「くらし（生活環境）」の3つの柱を置き、「持続可能な里・山（さとやま）社会の実現」を目標として施策の展開を図っていく。

イ. 施策の方向

(ア) 人と地域

① 地域・集落の活力づくり

地域活動が持続するためには、地域・集落に住む人たちがその活動に主体的に関わることが重要であるため、活動をけん引する人材の確保・育成を図りながら、地域の主体的な活動を支援する。また、過疎地域は人口自体が少ないことから、一人ひとりの役割が非常に大きく、それぞれの個性や力をいかしていくことが重要であるため、地域への愛着や誇りを醸成しながら、地域、住民、地域の学校などが連携して人材を育成する取組を推進する。

② 人の流れづくり

地域の持続的な発展には、新たな視点の導入が効果的である。そのためには、地域外からの移住・定住の促進等により関係人口を創出し、地域の担い手となる多種多様な人材の確保・育成を図る。

③ 豊かな自然環境の持続可能な利活用と継承、環境との共生

本町が有する豊かな自然は人々に多くの恵みをもたらし、癒やしや潤いを与えてくれるとともに、自然災害を抑制し、多様な生物を育てている。これらの貴重な財産を次の世代に引き継ぐため、自然環境の多面的機能を維持する取組を推進する。

④ 地域固有の文化や生活の知恵の継承

地域に受け継がれてきた伝統工芸や行事、生活の知恵などは、地域の宝であるとともに誇りであり、かけがえのない財産である。このため、地域の伝統文化を次世代に継承する取組を推進する。

(イ) しごと（雇用・経済）

① 農林業、商工業の振興と担い手の育成

人口減少・高齢化の進行に伴い、農地や森林の荒廃、農林業、商工業などの後継者不足が課題となっているため、担い手の確保・育成を図り、ICTなど新しい技術を活用したスマート農業等による作業の省力化・効率化を進める。また、農地の集約化を図り作業の効率化を図る。さらに、農村集落の環境を維持するために、各種制度を活用し集落ぐるみの保全活動を推進する。

② 地域資源をいかした地域産業の振興

豊かな自然や豊富な農産物、地域に根差した誇るべき伝統文化など特色ある地域資源を有する一方、季節による就業機会の偏りなどの課題があるため、地域の特色をいかした産業の創出を推進するとともに、通年で安定した雇用の確保に資する取組を支援する。また、地場産業の振興を図り、新技術・新製品の開発支援、技術力の向上、事業継承・後継者の育成、人材の誘致、新規事業の展開、伝統工芸を支援する。

さらに、自然資源をいかした再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、地域経済の循環を生み出す地産地消の取組を推進する。

③ 観光関連産業の振興

観光関連産業は裾野が広く、地域の様々な業種への経済波及が期待できるため、風光明媚な景観、豊かな自然環境を活かし、滞在時間の長い着地型観光を推進し、既存観光資源の保全及び一層の機能強化を図り、魅力ある観光ルートの整備・維持に取り組むとともに、誘客に繋がる町外への情報発信を強化する。

④ 地域の特性をいかした企業誘致

きれいな水や空気、農林資源豊かな自然環境を活かし企業誘致を推進することで、雇用の拡大と町民所得の向上、若者の定住促進を推進する。また、地元での就業やワ

ークライフ・バランスの実現を支援し、質の高い雇用環境の維持・確保を推進する。

(ウ) くらし（生活環境）

① 防災、消防体制の充実

防災、消防体制の充実を図り、災害等の発生への備えを強化し、すべての人が安心して暮らせるまちづくりを推進する。

② 地域医療の確保

地域医療の確保は住民の生命に関わる大きな課題である。このため、医師や医療スタッフの確保を図るとともに、訪問診療・訪問看護等の充実や遠隔診療などICTを活用した医療提供体制の確保に努める。

③ 地域包括ケアシステムの深化

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を推進する。

④ 教育環境の充実

豊かな自然環境をいかした体験学習など地域の特性を踏まえた特色ある教育を推進するとともに、地域と連携した人材育成の取組を促進する。

また、高速大容量の通信ネットワークを活用した創造性を育む教育を持続的に実現させる構想（いわゆる「GIGAスクール構想」）等のICT環境を活用した教育機会の確保を図る。

⑤ 子育て環境の充実

働く親たちの子育てを支援するとともに、地域全体で子どもを育てる文化を大切にしながら、豊かな自然のもとで安心して子どもを育てる環境づくりに努める。また、インターネット等による情報発信の充実や、地域間・多世代交流の機会を創出し、子育て環境の充実を図る。

⑥ 生活交通の確保

通勤、通学、通院、買い物など日常生活に必要な生活交通の維持・確保を図るとともに、鉄道、路線バス、デマンドタクシー等の公共交通機関の役割分担により、域内及び広域移動を支える交通体系を構築する。

⑦ 地域の生活を支え、経済活動につながる道路の整備

地域住民の安心・安全で快適な暮らしを守り、地域の経済活動や域内外との交流

を支えるため、道路網の維持・整備、危険箇所の解消等を図る。

⑧ 上下水道施設

生活の基本である上下水道施設の整備を推進するとともに、下水道への接続を促進し、安全で快適な生活環境づくりを進める。

⑨ 情報通信基盤の整備と活用

I C Tの進展は、様々な分野における地理的、時間的、距離的制約を解消するため、情報通信基盤の整備強化を促進する。また、生活の質の向上やしごとの効率化等を図るため、地域の実情に合わせて誰にでも使いやすいI C Tの活用を促進する。

⑩ 町土の保全と安全な暮らしの確保

水源のかん養など多面的機能を有し、自然災害等から人々の生命や財産を守る自然環境の適切な保全を推進する。また、里山の荒廃等により増加している鳥獣被害防止対策を促進し、安全で安心な暮らしの確保と農産物の被害防止を図る。

⑪ 生涯学習の充実・地域活動の推進

人と地域のきずなを強め、温かで潤いのあるまちづくりを進めるため、生涯学習施設を活用し、学習機会や情報の提供に努める。また、地域特有の伝統文化、生活文化、歴史文化等の保存・継承を推進するとともに、地域への「誇り」や「郷土愛」の形成を図る。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

ア. 人口に関する目標

(ア) 現状における課題

人口減少は、大きく分けて第1段階「若年人口が減少し、老年人口が増加する（総人口の減少）」、第2段階「若年人口の減少が加速化し、老年人口の維持・微減となる」、第3段階「若年人口の減少が一層加速化し、老年人口が減少する」の3段階を経て進行する。全国的には、令和22年（2040年）頃から第3段階に入ると推測されている。

本町においては、昭和25年（1950年）頃から人口減少が始まり、平成12年（2000年）頃から老年人口は横ばいの状態となっている。今後は令和12年（2030年）頃から老年人口の減少が始まると推計される。

このことから、平成12年（2000年）頃までが「第1段階」、平成12（2000年）頃から令和12年（2030年）頃までを「第2段階」、令和12年（2030年）頃から「第3段階」に入り、人口減少が一層加速化すると推計される。

本町の人口減少の大きな要因は、若い世代が高校卒業後の就職や大学への進学、また大学卒業後の就職の機会に町外などへの移動によって減少し、それが、結婚や出生数の減少につながっていることである。

人口減少を抑制するため、地域における雇用の場の確保や、若い世代が安心して結婚・出産・子育てができる環境の整備が必要である。また、交流人口・関係人口のさらなる創出を進めることで、移住・定住の促進による新しい人の流れをつくる必要がある。

(イ) 基本的な考え方と将来へ向けた取組

人口減少を抑制するためには、正確な現状分析を踏まえた的確な施策の展開が重要になる。特に、若い世代の人口流出を抑制するために、デジタルの力を活用し、地域の課題解決・魅力向上を進め、若者に選ばれるまちづくりを進めていく必要がある。

人口減少問題は、20年後、30年後といった長期的視点により施策を推進し、将来を見据えた計画性のある事業を継続的に展開することが重要である。

(ウ) 具体的な目標

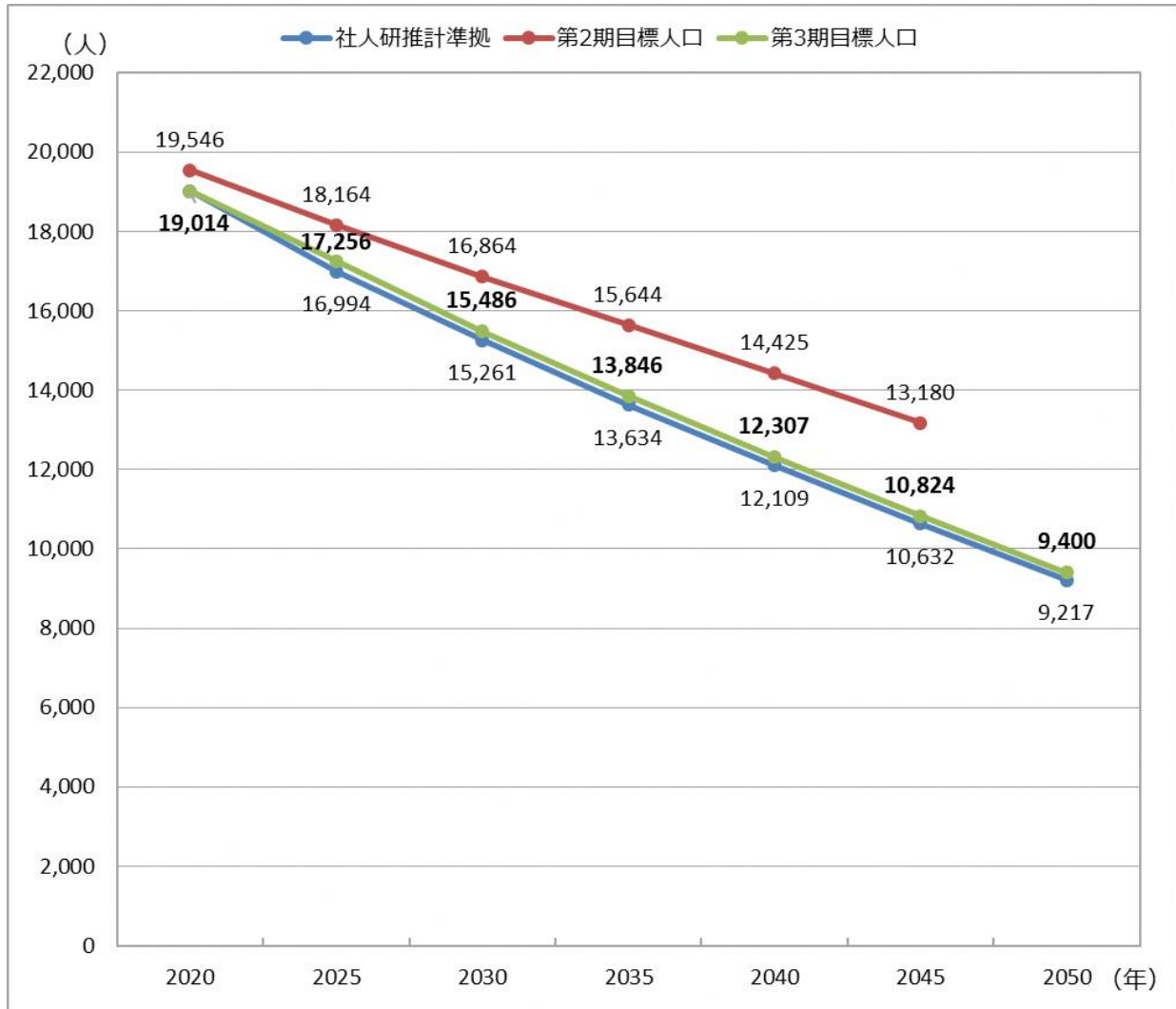
人口減少対策として、これまで行ってきた施策を推進するとともに、新たな施策の展開により、次の目標達成を目指す。

① 将来目標人口

社人研に準拠した推計人口では令和 32 年（2050 年）9,217 人となると考えられるが、さらなる施策の充実・強化を図ることで、令和 12 年（2030 年）の将来目標人口を 15,486 人とする。

表 1-3（1）将来目標人口

【会津美里町第 3 期人口ビジョン】（単位：人）



② 推計人口と将来目標人口の年齢 3 区分別人口の比較

年齢 3 区分別人口について令和 12 年（2030 年）で推計人口と将来目標人口を比較すると、年少人口は、推計人口 1,223 人に対して将来目標人口は 1,241 人となり 18 人の増加となる。生産年齢人口は、推計人口 6,912 人に対して将来目標人口は 7,014 人となり 102 人の増加となる。老年人口は、推計人口 7,125 人に対して将来目標人口は 7,231 人となり 106 人の増加となる。

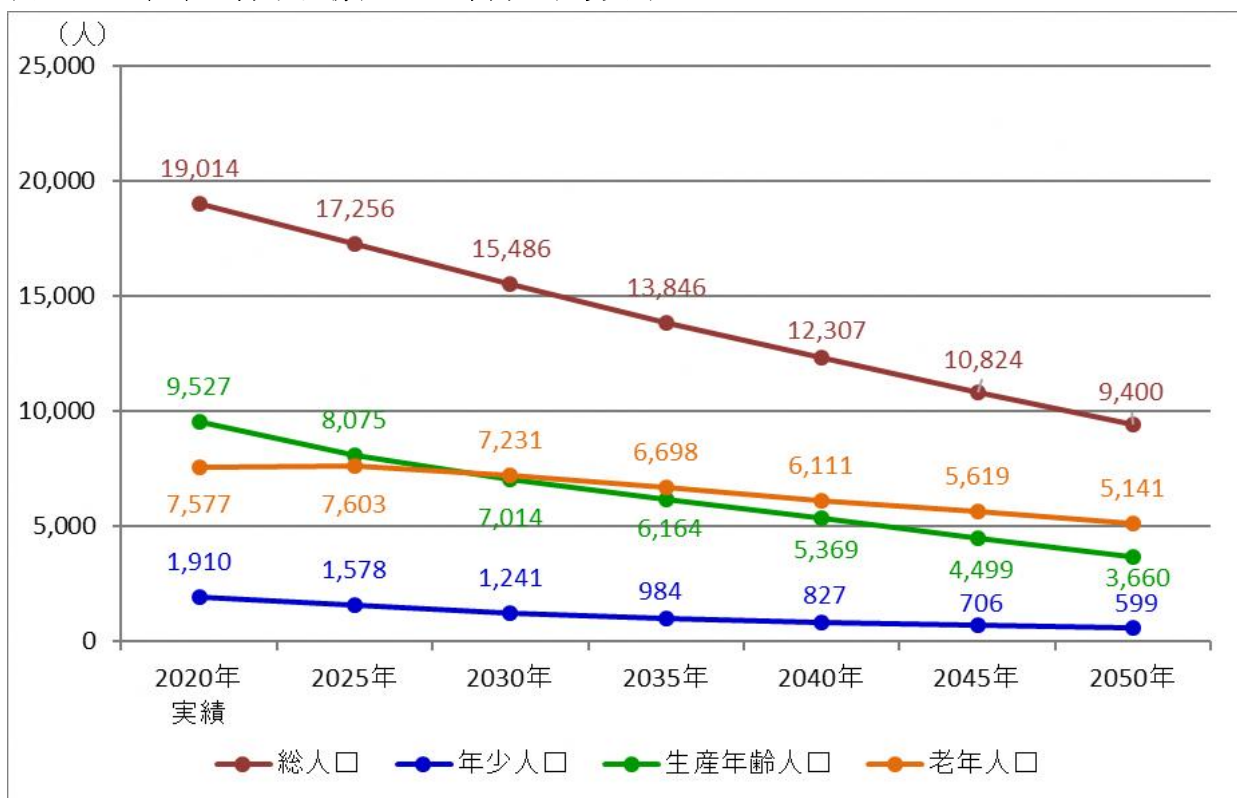
表1-3 (2) 推計人口と将来目標人口の年齢3区分別人口の比較

【会津美里町第3期人口ビジョン】 (単位:人)

年齢区分	社人研人口・ 将来目標人口の別	2020年 (実績値)	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
年少人口 (15歳未満)	社人研人口	1,910	1,554	1,223	969	814	694	588
	将来目標人口		1,578	1,241	984	827	706	599
生産年齢人口 (15歳～64歳)	社人研人口	9,527	7,952	6,912	6,069	5,283	4,419	3,589
	将来目標人口		8,075	7,014	6,164	5,369	4,499	3,660
老年人口 (65歳以上)	社人研人口	7,577	7,488	7,125	6,596	6,013	5,518	5,040
	将来目標人口		7,603	7,231	6,698	6,111	5,619	5,141
合計	社人研人口	19,014	16,994	15,261	13,634	12,109	10,632	9,217
	将来目標人口		17,256	15,486	13,846	12,307	10,824	9,400

表1-3 (3) 将来目標人口の年齢3区分別人口

【会津美里町第3期人口ビジョン】 (単位:人)



イ. 財政力に関する目標

(ア) 現状における検証・課題

経常収支比率は高い状態にあり、また令和8年度からは、令和7年国勢調査における算定基礎人口の減少に伴い、普通交付税のさらなる減額が見込まれ厳しい財政状況となることが予想される。

さらに、平成17年10月の合併（旧会津高田町、旧会津本郷町、旧新鶴村）に伴う類似施設が多数あることにより、老朽化した施設の解体をはじめとして、改修を含む施設の維持管理に多額の経費が必要な状況にある。

(イ) 基本的な考え方と将来へ向けた取組

財政力の課題に対する主な取組として、自主財源確保のため、町民に対して納税意識の高揚を図り、納税義務を果たすよう期限内納付の周知を図るとともに、限られた財源を最大限有効に活用するため、事務事業の選択と集中に取り組む。また、計画的な行財政運営に取り組み、経費削減に努め、町民に町の財政状況をわかりやすく伝達する。

また、町が保有、管理する公共施設の調査分析を行い、トータルコストの縮減、予算の平準化、施設の統廃合、有効活用を検討し、公共施設の適正管理に努める。さらに、不用財産や遊休財産を整理し、売却や貸付等による財源確保や維持管理経費の削減を図る。

(ウ) 具体的な目標

町の財政の目指す状態として、健全な財政運営が維持されていること、また公共施設などの整理統廃合が進められ、財政負担が軽減されていることを町の施策の目的として掲げる。具体的な財政力の目標値として、令和12年度の経常収支比率90.0%以下、実質公債費比率を4.0%以下、将来負担比率を0%とする。

表1-3 (4)

成果指標	方向性	現状値	目標値
経常収支比率	増加の抑制	87.8%	90.0%以下
実質公債比率	増加の抑制	3.4%	4.0%以下
将来負担比率	増加の抑制	0%	0%

ウ. その他

SDGs（エス・ディ・ジーズ、Sustainable Development Goals）の理念については、町の最上位計画である第4次総合計画前期基本計画と方向性を同じくするものであり、本計画の各施策の推進に関しては、持続可能な世界を実現するための17のゴール（目

標)とそれらを達成するための169のターゲット(測定可能な行動目標)に資するよう、実施方法等を考慮し、各事業を実施する。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画における成果指標は、第4次総合計画前期基本計画(令和8年度～令和12年度)、第3期総合戦略、第3期人口ビジョン及び長期財政計画(令和8年度～令和17年度)と整合性を図っている。評価については、毎年度、町民アンケートやまち・ひと・しごと創生有識者会議を実施し、成果指標の把握と評価・検証を行い、改善策を検討・実施するサイクルを繰り返すことで、計画の実行性を高める。

また、その内容等においては町ホームページ等において適宜公表をする。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

ア. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等総合管理計画では、公共施設等の総合的な管理は、人口構成など地域の特性や住民ニーズを踏まえながら、公共施設の適切な管理・運営、安全で快適な利用環境を実現するため、以下の3つの視点を重視し、地域の将来像を見据えた公共施設の適正な配置等を実現していく。

(ア) 供給量の適正化を推進する。

将来の人口動向や財政状況を踏まえ、施設総量(延床面積)の縮減を図り、公共施設のコンパクト化(統合、廃止及び取壊し等)及び、維持継続する施設の長寿命化を推進し、「供給量の適正化」を推進する。

(イ) 既存施設の有効活用を図る。

既存施設は、老朽化の状況や利用実態及び需要の見通しを踏まえ、今後も継続していく必要がある施設については、計画的な修繕・改善による施設の品質の保持や機能の改善に努め、「既存施設の有効活用」を図る。

(ウ) 効率的な管理・運営を推進する。

情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入の検討などにより、「効率的な管理・運営」を推進する。

イ. 本計画における考え方

本町では、公共施設等総合管理計画に基づく各分野の個別計画（以下、「公共施設等総合管理計画等」という。）を定めており、今後の公共施設等の維持管理方針を示している。町が保有する膨大な公共施設等について、今後減少していく人口と税収の中、適切な修繕・維持管理を行いつつも、いかにして行政サービスを維持できるかが大きな課題である。施設の再配置や統廃合、施設の複合化及び施設の有効活用、民間活力の活用、管理経費の削減など公共施設の再生計画を検討し、公共施設等の最適化を図る。

本計画においても、公共施設等総合管理計画等との整合性を図り、公共施設等の適正な管理・維持、又は縮減を図ることで、質の高い行政サービスを維持し、町が持続的発展を遂げるための事業を展開していく

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と問題点

ア. 移住・定住の促進

(ア) 移住・定住の促進

慢性的な過疎化の進行により人口減少・少子高齢化が急速に進んでいる。それに伴い、地域社会の担い手不足が生じ、コミュニティ機能や地域活力が低下している。

本町の人口減少の要因の一つとして、近隣地域や大都市圏への人口流出があげられ、空き家バンクや移住相談コーディネーター等の取組により、移住者や空き家利活用は計画を上回る件数となっているが、依然として転出超過が続いており、人口流出を抑制しつつ、本町への人流をつくり出す必要がある。

(イ) 地域おこし協力隊任期終了後の定住に向けた支援

本町では、これまで都市部から26名（令和7年4月1日時点）の地域おこし協力隊を任用しており、任期終了後会津域内の定住率は7割を超え一定の成果を上げている。地域おこし協力隊の任期終了後の定住率をより高めるため、任期中の活動はもとより、任期終了後の仕事を含め、定住できる環境づくりを行っていく必要がある。

(ウ) 空き家の有効活用による移住・定住の促進

近年、人口減少や少子高齢化の進行、家族形態の多様化等により空き家が増加しており、令和2年度の空き家実態調査によると、本町には総数で430戸の空き家が存在しており、今後も人口減少による空き家の増加が見込まれる。

特に適正に管理されていない空き家は、環境、景観、又は防災・防犯などの面で多大な悪影響を及ぼしており、地域住民の安心・安全な暮らしを脅かしており、所有者等による適正な管理を促進するとともに、可能なものについては、定住促進や地域コミュニティ活性化のため、有効な利活用を促進する取組が求められている。

イ. 地域間交流の促進・関係人口の創出、人材育成

(ア) 地域間交流

本町は、福島県檜葉町と姉妹都市、東京都台東区、栃木県那須町及び宮城県美里町と友好都市の締結により交流を進めてきたが、行政レベルでの交流が中心であり、民間レベルでの人的、経済的及び文化的な交流までは発展していないため、民間交流の

進展が課題である。

(イ) ふるさと納税の積極的な活用と関係人口の創出

ふるさと納税の返礼品として町特産品を活用し、町の紹介や地場製品の PR を行っているが、制度改正により、寄附額に対する返礼品の返礼割合が 3 割以下に定められたことから、寄附件数は減少傾向にある。

返礼品の質の向上や、ふるさと納税を活用した事業の魅力向上を図るとともに、ふるさと納税を通じた、さらなる関係人口を創出する取組が必要である。

(ウ) 地域を担う人材の確保・育成

地域においては、若者世代の流出による人口減少が加速し、地域コミュニティの生活扶助機能が低下し、共同作業や地域文化の継承が困難になりつつある。持続可能な地域づくりや地域の活性化を図るためには、自主的に地域課題の解決に取り組む人材の育成や、地域を運営していくための仕組み作りを進めていく必要がある。

また、地域経済においては、若者等の地域定着のため、雇用の創出と労働力の確保が必要である。

(2) その対策

ア. 移住・定住の促進

(ア) 移住・定住の促進

これまでの移住相談ワンストップ窓口や空き家バンクの推進等の取組を継続しながら、地域住民と一体になり、町の魅力を再発見し、居住地としての魅力を高め、地域特性の利点を広く発信するなど、総合的な移住・定住促進事業に取り組むことが必要である。

本町は会津若松市のベッドタウンにもなっており、特に本郷地域の町営住宅や民間の賃貸住宅からの通勤者も多くいる。移住・定住補助金等の活用等、本町への移住・定住を促進するための施策を継続して実施する。

表 2-1

成果指標	方向性	現状値	目標値
移住・定住相談窓口を通じた移住者数	増加	32 人	38 人

※現状値は、令和 6 年度時点の数値

(イ) 地域おこし協力隊任期終了後の定住に向けた支援

任期終了後における地域おこし協力隊の定住・定着を図るため、受入れ・サポート体制を充実させ、技術のスキルアップや任期満了後の起業等を支援する補助金等を活用し、任期中の活動はもとより、任期終了後の仕事を含め、定住できる環境づくりを行っていく必要がある。

(ウ) 空き家の有効活用による移住・定住の促進

空き家等の適正な管理を図るため、空き家の除却、改修及び利活用に対する支援等、総合的な空き家対策を推進する。また、空き家・空き地バンクの充実を図るため、今後も人口減少により増加する空き家についてその状態を把握し、利活用が可能な空き家については、移住・定住希望者に空き家バンクなどによるマッチングを行うなど、空き家の有効活用を図り、移住・定住を促進する。

イ. 地域間交流の促進・関係人口の創出、人材育成

(ア) 地域間交流

姉妹都市及び友好都市との民間を中心とした交流を拡大し、継続性のある地域間交流を推進する。また、インターネットなどを活用し、地域のイベント、交流事業、物産等の情報発信を活発に行うことで、さらなる交流の促進を図っていく。

(イ) ふるさと納税の積極的な活用と関係人口の創出

ふるさと納税は、「寄附者の自発的な善意に基づくもの」であり、町が行う重点的な事業に賛同し、応援していただくことを第一の目的としている。さらには、特産品を返礼品として活用し、町の紹介や地場製品のPRを行うことにより、ふるさとの良さを再認識して頂き、地域間交流の促進と関係人口の創出に繋げる。

表 2-2

成果指標	方向性	現状値	目標値
ふるさと納税受入件数	増加	2,134 件	2,300 件

※現状値は、令和6年度時点の数値

(ウ) 地域を担う人材の確保・育成

地域と継続的につながる関係人口や地域おこし協力隊、NPO 法人、大学などの外部人材を活用しつつ、地域の多様な人材を掘り起こし、地域を担う人材を育成するとともに、地域運営組織の設立・運営を支援する。

また、特定地域づくり事業協同組合の活動を支援し、雇用の創出と労働力の確保を図り、地域経済の好循環を促進する。

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進・人材育成	(4) 過疎地域持 続的発展特別事業 移住・定住	移住促進事業	会津美里町	
		地域おこし協力隊事業	会津美里町	
		空き家利活用事業	会津美里町	
	(4) 過疎地域持 続的発展特別事業 地域間交流	都市交流推進事業	会津美里町	
		ふるさと納税管理事業	会津美里町	
	(4) 過疎地域持 続的発展特別事業 人材育成	地域振興事業	会津美里町	
		地域づくり推進事業	会津美里町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、公共施設等総合管理計画等との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

3 産業の振興

(1) 現状と問題点

ア. 農業

本町の農業は、稲作を中心として、野菜・果樹・花きなどが栽培されている。野菜は、キュウリ・インゲン・アスパラガス・トマト、果樹は、リンゴ・ブドウ・モモ、花きは、キク・カスミソウが主要な作物である。また、地域の特産作物として、高田梅・会津身不知柿・おたねにんじんの栽培が行われている。

近年、農業従事者の高齢化を背景とした後継者不足により、農地の遊休化が進んでおり、農業振興地域内の耕作放棄地は増加している。農業を担う人材の確保と育成により、農地の保全、耕作放棄地の削減や発生防止を図る必要がある。

本町では稲作主体の経営が多く、米価の変動が経営に大きく影響する。安定した農業経営のため、複合経営化や、新技術導入による省力化・低コスト化等を推進する必要がある。また、高齢農家の離農により今後ますます大規模農家への集積が進み1経営体あたりの経営面積が拡大することから、点在する農地の集約化を進め、作業の効率化を図るとともに、ICTを用いた農業技術などの技術研修や施設整備などの支援が必要である。

自然環境の変化により、今までクマやイノシシなど出没しなかった地域での有害鳥獣被害が拡大しており、対策の強化が必要である。

イ. 林業

本町の森林面積は、令和5年で201.3k㎡、林野率は72.8%となっている。

町の総面積の約4分の3を占める広大な森林を活用した林業を取り巻く情勢は、木材価格の低下や農山村の過疎化による高齢化の進行などにより、林業及び木材関連産業の低迷に繋がり、森林が放置され森林資源の荒廃が懸念されている。

さらに、森林病虫害による被害では、松くい虫・カシノナガキクイムシの被害の大きな拡大は抑制されているものの、依然として被害が発生している。

また、きのこ・山菜等の特用林産物は、福島第一原子力発電所事故の影響を受け出荷量が大きく落ち込んでおり、生産・加工・販売の安定した施設整備及び組織の強化が求められている。

今後は、豊かな森林を林業資源としてだけでなく、水源かん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止などの環境資源として活用し、木質バイオマス利活用による地域内での地域経済の循環を目指すとともに、林業者の育成などにより、持続可能な森林経営を進めていく必要がある。

ウ. 地場産業

伝統的な地場産業となっている窯業は県内外でも有名で、窯業に関連する碍子製造は地場産業として古くからこの地に根付いている。

窯業を取り巻く環境は、産地間競争の激化や陶磁器全体の需要の縮小による生産額の減少、後継者不足の深刻化など厳しい状況が続いている。

伝統的な地場産業の活性化を図るため、後継者の育成や人材の誘致、新技術・新製品の開発、観光との連携強化、PR活動等を積極的に行うことが必要である。また、他分野と連携して新たなニーズに沿った取組が重要である。

エ. 企業誘致

本町企業の製造品出荷額等は、2024年の経済構造実態調査によると、2022年から115%となり増加傾向にある。今後も現在操業している中小企業の経営安定及び規模拡大の成長を後押しする支援を行うとともに、若者の地元での就業を促進するための支援を強化していく。

オ. 起業の促進

少子高齢化による人口減少が事業に与える影響と事業者の高齢化や後継者の不足が課題となっており、事業の継承が厳しい状況にある。

しかし、創業支援を受けて創業する事業者は増加傾向にあり、個人事業者の創業気運の高まりが見受けられることから、新たな事業の創出に意欲ある起業家に対する情報提供や助成制度による支援を積極的に行うことにより、本町の特性を活かした起業を促進することが重要である。

カ. 商業

モータリゼーション[※]の進展や郊外型大型店の進出により、商店街の商業機能が低下しており、町民ニーズは依然として存在するものの、空き店舗の増加によって商店街の活力が失われることが懸念される。

こうした状況を踏まえ、個々の商店は経営体質の改善や基盤強化に努め、経営の近代化、合理化とともに、消費者ニーズに応じた商品販売や販売促進の研究、さらには少子高齢化に対応したコミュニティ拠点としての商店街づくりなどが求められる。

※モータリゼーション 自動車化を意味し、自動車が社会に広く普及し生活必需品となったこと。

キ. 観光・レクリエーション、その他

本町は、伊佐須美神社や中田観音（弘安寺）、日本最大級の山城である向羽黒山城跡など、数多くの貴重な歴史・文化資源をはじめ、自然資源、温泉資源等を数多く有している。

そのため、観光ニーズに応えられる着地型観光の確立に向け、既存観光資源の保全

及び魅力化を進めていくとともに、新たな観光・交流の場の創出や魅力ある周遊ルート
の整備が必要である。

また、特色ある観光・交流イベントの開催、各種ツアーの誘致、観光PR活動の強
化と連携した観光の展開、広域観光体制の整備、多面的な取組を推進する必要がある。

(2) その対策

ア. 農業

(ア) 移住就農者などを含めた新たな就農者や地域の担い手となり得る意欲ある農業
者に対し支援するとともに、継続的な農業経営を推進することで経営継承等を支
援する。

(イ) 農地の利用状況調査を行い、耕作放棄地を確認するとともに所有者等の意向調
査を実施し、再生作業への取組を担い手農家に仲介するなど農地の集積化を図
る。

(ウ) 安定した農業経営がなされるために、水稻栽培等の省力・低コスト化や複合経
営化を推進し、ICT農業やドローンの活用など農業の新技术導入を支援する。

(エ) 点在している農地を集約化し農作業の効率化を図るため、地域計画に位置付け
た担い手への集積・集約化を支援する。

(オ) 農村環境を維持するため集落ぐるみの保全活動を支援する。

(カ) 地域住民とともに有害鳥獣の対策に取り組む。

表 3-1

成果指標	方向性	現状値	目標値
認定新規就農者の年度内認定数	現状維持	3人	2人
担い手への農地集積率	増加	45.8%	51.0%
農業振興地域内の耕作放棄地	増加の抑制	104ha	146ha

※現状値は、令和6年度時点の数値（上段・中段・下段）

イ. 林業

(ア) 単層林の整備のみでなく、針葉樹と広葉樹が混ざり合う針広混交林への転換、育
成を図る。

(イ) 作業コストの軽減のため、体系的な林道等の整備と機械化を推進し、労働環境・
条件等の改善を図りながら林業就業者の確保に努める。

(ウ) 水源かん養、自然環境保全、地球温暖化防止など森林の有する公益的機能の維持・
向上に努めるとともに、間伐材や未利用林地残材等の有効利用、森林を活用した新
たな振興策の検討、特用林産物の振興により林業就業者などの生活の安定を図る。

(エ) 森林の価値や重要性について情報提供をし、森林に対する理解と関心を深め、森
林所有者のみならず、NPO、ボランティアグループなどが協力して里山をフィー

ルドにした里山保全活動等を促進する。

(オ) 長期的な林業の低迷により、町内には適切な管理が行われていない森林が多く見受けられ、森林資源が放置されているだけでなくその価値が減衰しつつある。

そのため、森林環境譲与税を原資とし、効率的な森林整備を林業経営体に促すことにより森林整備の促進を図る。

また、林道及び木材搬出関連施設を整備することにより効率的な森林整備を実施する体制を整え、木材の搬出コストを下げることで更なる森林整備の促進を図る。加えて、近隣市町村と連携し、森林資源の活用を進めるため、木質バイオマス資源の熱エネルギーとしての利用を目指す会津地域森林資源活用事業推進協議会と協働して、効率的な森林資源の持続的活用に向けた取組を進める。

森林病虫害については被害状況を随時確認し、必要な防除を実施することにより被害の蔓延を事前に防止する。

特用林産物に関しては福島県や農業協同組合等関係機関と連携しながら、安定的かつ継続的な生産体制の強化に努める。

表 3-2

成果指標	方向性	現状値	目標値
森林施業面積	現状維持	185ha	185ha

※現状値は、令和6年度時点の数値

ウ. 地場産業

(ア) 地場産業の振興を図るため、観光とタイアップした新規地場製品の開発を促進し、商品価値の認識を高めるとともに、国内での販路拡大はもとより海外への事業展開に対する支援を行う。

(イ) 事業継承・後継者の育成、人材誘致、芸術色を高めるための取組などの施策に対する支援を強化する。

エ. 企業誘致

(ア) 地域経済の好循環創出に向け、地域資源や立地特性を生かした企業誘致と関係人口の創出・定住を推進する。

(イ) デジタルを活用した町の魅力発信を強化し、誘致企業と地元企業双方のニーズを踏まえた上での人材マッチングを支援する。

(ウ) 中小・小規模企業の成長を支援し、企業経営の規模拡大を推進する。

(エ) 若者の地元就業と、柔軟な働き方（フレキシブル・ワーク）を通じ、質の高い雇用機会を提供することで、住民のウェルビーイング（幸福度）向上を目指す。

オ. 起業の促進

新たな事業の創出に意欲ある起業家に対する情報の提供や助成制度による支援を

積極的に行うとともに、起業を後押しする組織等の育成・支援を推進する。

表 3-3

成果指標	方向性	現状値	目標値
創業者数	増加	15 人	20 人

※現状値は、令和7年度までの実績値

カ. 商業

- (ア) 商工会など関係機関との連携を強化し、市街地の賑わい創出や空き店舗の活用などを講じながら、商工業環境の充実と商店街の活性化に努める。
- (イ) 商工会や金融機関と連携しながら、小規模事業者等の持続的経営や事業承継を推進するための金融・経営支援を行う。
- (ウ) 高齢化社会に伴う消費者ニーズの変化を捉え、商品・サービスの充実を図るとともに、地域コミュニティ拠点としての商店街づくりに努める。
- (エ) 商工会等が行う経営改善や人材育成活動を支援するため、関係団体と密に連携し指導体制の充実を図る。
- (オ) 中小企業者の経営改善・近代化を図るため、商工会と連携し、長期低利で安定的な制度資金の円滑な供給と積極的な活用を促進する。

表 3-4

成果指標	方向性	現状値	目標値
商工業事業者数	減少の抑制	669 件	636 件

※現状値は、令和6年度時点の数値

キ. 観光・レクリエーション、その他

- (ア) 既存の地域資源を魅力的な観光資源として磨き上げるとともに、モノ・コト・ヒトの埋もれている地域資源を発掘し、新たな観光の魅力として活用する。
- (イ) 賑わい創出を図るため、インフォメーションセンターの改修、物産販売や休憩施設等の整備、既存施設の有効活用を含め、観光客受入態勢の充実を図る。
- (ウ) 観光事業者による観光情報の発信を促進するとともに、周辺市町村や関係機関と連携する。
- (エ) 誘客活動を推進し、受入態勢の整備を進める。

表 3-5

成果指標	方向性	現状値	目標値
観光客入込数	増加	1,447,415 人	1,547,000 人
インフォメーションセンター利用者数	増加	25,906 人	27,200 人

※現状値は、令和6年度時点の数値（上段・下段）

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農業施設管理事業	会津美里町	
		農業体験学習事業	会津美里町	
	(1) 基盤整備 林業	森林環境保全事業	会津美里町	
		林道整備維持管理事業	会津美里町	
	(9) 観光又はレク リエーション	観光施設管理事業	会津美里町	
		森林公園等管理事業	会津美里町	
		公園管理事業	会津美里町	
	(10) 過疎地域持 続的発展特別事業 第1次産業	農業総務事業	会津美里町	
		日本型直接支払制度事業	会津美里町	
		農業経営安定化支援事業	会津美里町	
		新規就農者・担い手育成 事業	会津美里町	
		耕作放棄地対策事業	会津美里町	
		森林環境保全事業	会津美里町	

2 産業の振興	(10) 過疎地域持 続的発展特別事業 第1次産業	森林資源活用推進事業	会津美里町	
	(10) 過疎地域持 続的発展特別事業 商工業	創業事業継続支援事業	会津美里町	
		商工活性化事業	会津美里町	
	(10) 過疎地域持 続的発展特別事業 観光	観光まちづくり推進事業	会津美里町	
		観光施設管理事業	会津美里町	
	(10) 過疎地域持 続的発展特別事業 企業誘致	商工活性化事業	会津美里町	
	(10) 過疎地域持 続的発展特別事業 その他	商工活性化事業	会津美里町	
		有害鳥獣防除事業	会津美里町	
(10) 過疎地域持 続的発展特別事業 基金積立	基金管理事業	会津美里町		

(4) 産業振興促進事項

ア. 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
会津美里町全域	農林水産物等販売業、製造業、旅館業、情報サービス業	令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日	

イ. 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容
前記（２）その対策のとおり

（５）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画等により、施設総量の縮減を図るとともに、過疎対策に必要な観光施設等については、既存施設の大規模改造により長寿命化を図る。整備後については、適正な維持管理に努め、施設の長寿命化を推進する。

4 地域における情報化

(1) 現状と問題点

ア. 情報サービスの発信

(ア) 効果的な情報発信

行政活動や各種イベントの参加には、町内の賑わい創出や行政活動の中心を担う若い年代層の参加が重要視され、現在若い世代の間で多く利用されているフェイスブックやツイッター等のSNSは飛躍的に普及が進み、日常生活における重要な情報収集ツールの1つとなっている。

インターネットなどによる情報収集が日常になっている現代社会において、行政情報の発信は広報紙のみではなく、ターゲットに応じた効果的な手段で行っていく必要がある。

イ. 情報技術の推進

(ア) 情報化の推進

近年、スマートフォンやタブレットなどの情報通信機器やLINE、X、フェイスブック等のSNSが、私たちの生活に広く浸透してきており、それらを活用するための情報通信基盤である移動通信回線も高速化が進むなど、身近な生活へのICTの普及がこれまで以上に急激に進んでいる。

そのため、ICTやIoT^{※1}の積極的な活用等による情報化の推進を図り、行政運営の効率化を推進していく必要があり、町民の利便性向上に重点を置き、行政運営をデジタル前提で見直すデジタル・ガバメント^{※2}の実現を目指す必要がある。

※1 IoT Internet of Things の略でコンピューター以外の多種多様な「もの」がインターネットに接続され、相互に情報をやり取りし、制御する仕組みのこと。

※2 デジタル・ガバメント

デジタル技術の徹底活用と、官民協働を軸として、全体最適を妨げる行政機関との縦割りや、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政の在り方そのものを変革していくこと。

(イ) テレワークの推進

テレワークやサテライトオフィスなどの就労形態が進んでおり、都会の喧騒を避け自然に恵まれた地方での生活を望む人が増えつつある。

また、場所や時間にとらわれない働き方を実現するため、新しい働き方の推進と新規事業や起業等につながるネットワークづくりを支援する必要がある。

(2) その対策

ア. 情報サービスの発信・振興

(ア) 効果的な情報発信

広報紙、ホームページ、メール及びSNS等を活用し、幅広い、各年代層に応じた効果的な情報発信を行う。

イ. 情報技術の推進

(ア) 情報化の推進

行政情報化と地域情報化の計画的な推進を図り、ICTの効果的かつ効率的な利活用により、情報システムの有効な活用と更新をすすめることで、行政サービスの向上だけに留まらず、地域全体の情報共有化等に取り組む。

(イ) テレワークの推進

テレワークやサテライトオフィスなどの環境整備を図るとともに、新たなイノベーション^{*}や雇用を創出し、場所や時間にとらわれない働き方を推進する。新規事業や起業等につながるネットワークづくりを支援し、町内で循環する仕組みづくりを構築することで地域経済の活性化を図る。

^{*}イノベーション 新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、大きな変革をおこすこと。

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等 情報化のための施設 通信用鉄塔施設	情報通信施設管理事業	会津美里町	
	(1) 電気通信施設等 情報化のための施設 防災行政用無線施設	防災情報システム事業	会津美里町	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 情報化	総合行政システム運用 事業	会津美里町	
		広報広聴事業	会津美里町	

3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	地域振興事業	会津美里町	
-------------	------------------------------	--------	-------	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、公共施設等総合管理計画等との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現状と問題点

ア. 交通施設の整備

(ア) 道路

道路は、毎日の生活を支える最も根幹的な社会資本であるが、交通量は、自動車保有台数の増加などにより、市街地幹線道路を中心に増加の傾向にある。

本町の基幹道路は高速道路1路線、国道1路線、県道15路線、1級町道、2級町道、その他の町道、営農基幹農道等によって骨格道路網を形成している。その中において広域交通ネットワークの形成に向けた、磐越自動車道の全線4車線化、また、円滑な交通確保のための国道、県道及び町道の拡幅や歩道の新設が望まれる一方、長期未着手となっている都市計画道路の見直しが必要となっている。

地域間交流では、一般県道下郷会津本郷線（氷玉峠）が開通し、隣接する下郷町の大内宿と連結したことや、国道401号の博士トンネルの開通により、北の玄関口である磐越自動車道新鶴スマート IC を利用した新たな観光ルートの構築等、観光・交流の促進が図られつつある。

また、本町は豪雪地帯の指定を受けていることから、冬期間の降雪期でも安全に安心して暮らせる道路交通の確保のため、道路整備が不可欠であり、併せて消雪道路、防雪柵、除雪機械の整備、更新等が必要である。

① 国県道等

本町の国道は、国道401号があり会津若松市から本町を經由し、南会津町へ至る重要な路線となっているが、JR只見線の踏切付近は道路幅員が特に狭く一般交通に支障をきたしていることから、踏切及び道路の改良整備が望まれている。

本町の県道は、主要地方道5路線と一般県道10路線があり、地域間の経済文化の交流に大きく寄与しているため、冬期間の積雪や未改良による通行不能路線について整備が必要である。

② 町道

町民の日常生活にとって欠かすことのできない町道の整備は年々進んでいるが、それと同時に高度成長期に整備された道路及び橋梁の老朽化が進んでおり維持管理が必要となっている。

また、道路消雪施設においても老朽化により改修が急務となっている。

今後は、幹線となる町道を中心に整備を推進するとともに維持管理に努め、また、

交通安全施設等の整備を進めることにより、高齢者や児童生徒が安全に利用できる道路の整備が必要である。

③ 農林道

本町の農道は、ほ場整備の推進などにより幅員確保、舗装改良整備が進み、農産物の生産性の向上、流通の合理化が図られ、農村環境の改善に寄与してきたが、ほ場整備事業未実施地区については、幅員が狭く、舗装率も低いため作業能率の低下を招いている。

今後も農業生産基盤の確立を図るため、ほ場整備事業と併せた農道整備を進め農産物の生産、輸送等、農村生活の利便性を高めていく必要がある。

また、森林資源の活用、林産物の輸送の拡大、合理的な林業経営及び森林管理を図るため、自然環境、生態系にも配慮しながら林道の整備を推進する必要がある。

イ. 交通手段の確保

(ア) 交通

本町においては、前述の道路網を利用した自動車交通のほか、JR只見線、路線バスが町民の主な交通機関となっている。町民の大切な移動手段となる鉄道やバス等の公共交通機関は、人口減少や自家用車普及による利用者の減少や、運行経費の高騰により、他の過疎地域と同様、運営面などで厳しい現状に直面している。そのため、路線バスにおいては、平成19年10月の不採算路線7系統の廃止から利用実態に応じた路線の見直しを重ね、令和2年10月の路線再編により、高田線、本郷循環線、新鶴線の3系統の運行で隣接自治体への広域的な移動を支えている。

町内の移動については、平成19年10月から、デマンド交通「美里あいあいタクシー」の運行により平日の日常生活における移動を支えてきたが、さらに利用実態や町民ニーズの把握を重ね、土曜日の運行開始や利用ニーズに即した運行形態の見直し、さらには、町外の医療機関への通院に係る区域外運行の開始など、町民の多様なニーズに対応した移動手段の確保に努めている。

こうした中、鉄道のさらなる快適性・信頼性・安全性の向上が図られるよう働きかけていくとともに、より利便性の高い運行が求められている路線バス及びデマンド交通について、サービス水準の維持を図りつつ、利用促進に努める必要がある。

また、地域に即した公共交通体系を確立するためには、鉄道、路線バス及びデマンド交通が果たしてきた公共交通としての役割の維持と充実を図るとともに、広域路線と地域内路線に機能を分類し、隣接する市町村と町内の交通拠点間の円滑な移動を確保することで、将来にわたり持続可能な地域公共交通網を形成することが重要である。

(2) その対策

ア. 交通施設の整備

(ア) 道路

過疎地域の持続的発展を図るためには、地域間の連携を深め交流を拡大するための基盤となる広域交通ネットワークの整備が重要である。

本町は、歴史、文化遺産、希少な広葉樹自然林など観光資源にも恵まれていることから、これらを有効的に活用し、地域活力の更なる向上の実現を目的とし、魅力ある地域づくりを広域的に進めるために、次の対策が必要である。

- ① 磐越自動車道の早期全区間4車線化実現に向け、整備促進を要望する。
- ② 国道401号権現宮地区及び永井野地区の整備促進が図られるよう要望する。
- ③ 県道各路線の改良、舗装、歩道設置等の整備が早急に図られるよう要望する。
- ④ 会津若松市への連絡道及び広域交通ネットワークの整備促進を要望する。
- ⑤ 幹線道路及び集落間を結ぶ環状線等の整備を推進する。
- ⑥ 町道及び生活道路の改良・舗装を推進する。
- ⑦ 橋梁を含めた町道の維持管理費の平準化と長寿命化を図るため、計画的に補修を進める
- ⑧ 林道を整備し、林業経営と森林管理の合理化を図る。
- ⑨ 消雪道路、防雪柵、除雪機械等の整備により、冬期間の交通網を確保する。

表5-1

成果指標	方向性	現状値	目標値
町内の道路での移動に不便を感じている町民の割合	減少	34.7%	31.2%

※現状値は、令和5年度～令和7年度の平均値

イ. 交通手段の確保

(ア) 交通

地域住民の身近な公共交通機関である鉄道、路線バス及びデマンド交通の利便性の向上と効率的な運行を図り、サービス水準の維持と利用促進に努める。

- ① 安全性、大量性、長距離性という鉄道のメリットを生かしつつ、効率性を兼ね備えた運行ダイヤの充実など、利用者サービスの一層の向上を図る。
- ② 高齢者や学生をはじめとする町民の移動手段として欠かすことのできない路線バスについては、現在の運行路線を維持し、補完できない地域についてはデマンド交通等の運行により、町内外の移動手段を確保する。また、より一層の効率的運行体系の実現と町民の利便性向上を図るため、隣接自治体と連携した MaaS^{*}の構築に努める。

※MaaS（マース） Mobility as a Service の略で、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスのこと。

③ 地域公共交通計画に掲げる基本理念「安心して住み続けられる便利で持続可能な公共交通網の形成を目指す」に基づき、これまで鉄道、路線バス及びデマンド交通が果たしてきた公共交通としての役割の維持・充実に加え、広域路線と地域内路線に機能を分類し、隣接する市町村や町内の交通拠点間の円滑な移動を確保することで、将来にわたり持続可能な地域公共交通ネットワークを形成する。

表5-2

成果指標	方向性	現状値	目標値
公共交通（鉄道・バス）の運行本数	現状維持	69本	69本

※現状値は、令和7年4月1日時点の数値

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備・交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	道路新設改良等事業	会津美里町	
		道路維持管理事業	会津美里町	
	(1) 市町村道 橋りょう	橋梁長寿命化補修事業	会津美里町	
	(1) 市町村道 その他	除雪対策事業	会津美里町	
	(2) 農道	農業施設管理事業	会津美里町	
	(3) 林道	林道整備維持管理事業	会津美里町	
	(8) 道路整備機械等	除雪対策事業	会津美里町	
	(9) 過疎地域持続 的発展特別事業 交通施設維持	公共交通利用促進事業	会津美里町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画等との整合性を図りながら、施設の役割や機能、特性、利用者のニーズにより整備、保全の優先度を踏まえて、効率的な交通網の整備を推進する。また、安全性を踏まえ経済や社会情勢に応じた修繕、更新等を検討し、長寿命化を図り適切な維持管理を推進する。

6 生活環境の整備

(1) 現状と問題点

ア. 上水道

本町の上水道については、町浄水場及び会津若松地方広域市町村圏整備組合から供給される水を使用して、水道事業を行っており、令和6年度末における普及率は86.9%となっている。

近年、人口減少及び経済情勢等の影響により、本町においても人口・水需要は減少傾向にある。清浄で豊富低廉な水の安定供給を図るため、老朽化している設備の更新や漏水している給配水管の布設替などの対応が必要となっている。

また、水道施設の整備が困難な未普及地域においては、生活用水として沢水や湧水等が利用されており、水量の安定や衛生面での問題があり、その対応が急務となっている。

イ. 下水道

河川の水質汚濁を防止し、衛生的で快適な生活環境を確保するため各種下水道等の整備を進めている。

(ア) 公共下水道

高田地域においては、平成9年度より事業に着手し、平成15年度末より供用開始しており、平成27年度に全体計画の見直し、令和2年度に第7期工事の認可を得て事業を進めている。本郷地域についても、平成9年度より事業に着手し、平成17年度初めより供用開始しており、平成27年度に全体計画の見直し、令和2年度に第5期工事の認可を得て、事業を進めている。また、新鶴地域（境野地区）では、平成16年度末に全面供用を開始している。今後、計画に基づく事業の早期完成に向けて整備を行うとともに、下水道への接続率が伸び悩んでいるため、接続率の向上を図る取組が必要である。

(イ) 農業集落排水施設

農業集落排水施設は、平成12年度に寺入地区、平成13年度に関山地区が供用を開始しており、新鶴地域については平成20年度に一部供用開始し、平成21年度に全面供用開始している。今後、施設への接続率が伸び悩んでいるため、接続率の向上を図る取組が必要である。

(ウ) 合併処理浄化槽

公共下水道、農業集落排水施設の区域外については、新鶴地域においては、平成16年度から平成25年度まで浄化槽市町村整備推進事業により整備していたが、平成26年度より高田・本郷・新鶴の3地域ともに浄化槽設置整備事業により整備を推進しており、その特性を十分活かしながら効率的に水環境保全に努めることが必要である。

ウ. 廃棄物処理

本町のごみ、し尿処理及び最終処分は会津若松地方広域市町村圏整備組合において適正に処理されている。ごみについては、燃やせるごみと燃やせないごみ、さらには資源物とに分別し、委託業者により収集の後、焼却、粉碎、埋立処理を行っている。し尿については、許可業者による収集の後、高度（凝集沈殿・砂ろ過）処理を行っている。

日常生活から出るごみの総量は年々減少しているが、排出されるごみの中にはさらに資源化できるものの混入がみられることから、ごみ減量化や適正分別の徹底、リサイクルへの意識改革など減量化体制の強化とともに、廃棄物等の循環資源を有効に活用する循環型社会の実現を推進する必要がある。

エ. 防災・消防、防犯・交通安全

消防については、会津若松地方広域市町村圏整備組合による広域消防が防火・防災活動の中核的役割を果たしているが、防火・防災の初期活動や啓発等は消防団が重要な役割を果たしている。

消防体制の強化を図るため、各地域の実情を把握しながら防火・防災体制を確立し、町民の意識の高揚を図るとともに、会津若松地方広域市町村圏整備組合との連携を保ちながら、消防施設の整備、消防設備の近代化、消防水利を確保するため防火水槽や消火栓等の整備が必要である。

また、地域の防災力の向上のため、消防団員の人材確保と育成、自主防災組織の設立支援に取り組む必要がある。

さらに、交通安全意識の啓発や防犯活動を行うことで、交通事故撲滅、犯罪が起こりにくい環境づくりに取り組む。

オ. 街なみ環境整備、その他

生活環境の整備にあたり、環境と共生する安全で快適な居住空間と産業や文化、情報の集積を生み出す魅力あるまちづくりが望まれる。

住宅密集地における、生活道路等の整備、地域コミュニティの場の提供、利用対象者や利用形態を考慮した公園などの適切な配置、災害防除に関する整備さらには市街地内の未利用地等については有効な利活用等のための調査・検討が必要である。

また、一般住宅においては、防災面から耐震基準を満たしていない木造住宅の耐震化が必須であり、公営住宅についても老朽化や耐震等の問題から、建物の改修や建替え又は居住者の移転の促進が必要である。

(2) その対策

ア. 上水道

- (ア) 老朽化している設備の更新や、漏水している給配水管の布設替など、各種水道施設の整備を行い、安全かつ安定的な水の供給に努める。
- (イ) 未加入者の加入促進に努め、水道事業の健全運営を図る。
- (ウ) 水道施設の整備が困難な未普及地域において、生活用水確保のために必要な施設の整備等について支援し、生活環境の改善を図る。

イ. 下水道

- (ア) 公共下水道事業に対する住民の理解を得るための啓発活動を行うとともに、公共下水道全体計画及び事業計画書に基づき事業を推進する。
- (イ) 公共下水道と農業集落排水施設への接続を促進するため、接続助成金制度の活用など、普及活動を推進し、水洗化率の向上を図る。
- (ウ) 合併処理浄化槽の計画的な普及促進を図る。
- (エ) 生活排水の適切な処理等について、住民の意識啓発を図る。

表 6-1

成果指標	方向性	現状値	目標値
汚水処理人口普及率	増加	74.3%	76.5%

※現状値は、令和6年度時点の数値

ウ. 廃棄物処理

- (ア) ごみの減量化及び適正分別による再資源化を促進し、循環型社会の実現を図る。
- (イ) 会津若松地方広域市町村圏整備組合の構成市町村において、新たにマテリアルリサイクル推進施設の整備を図る。

表 6-2

成果指標	方向性	現状値	目標値
町から排出される町民1人1日あたりの生活系一般廃棄物の量（資源物を除く）	減少	595g/人・日	516g/人・日
事業系一般廃棄物の年間総量	減少	1,345t	1,120t

※現状値は、令和5年度時点の数値（上段・下段）

エ. 防災・消防、防犯・交通安全

- (ア) 消防組織の充実と消防施設・設備の計画的な整備を図る。
- (イ) 消防団員の人材確保と育成、自主防災組織の設立支援を図る。
- (ウ) 交通安全意識の啓発や防犯活動を推進する。

表6-3

成果指標	方向性	現状値	目標値
※ ¹ 災害等の発生に対する備えができている割合	増加	37.6%	50.0%
※ ² 自治区あたりの自主防災組織率	増加	12.8%	29.0%
※ ³ 交通事故（人身事故）の発生件数	減少	10.3件	7件
※ ⁴ 防犯に気を使った生活をしている町民の割合	増加	84.4%	90%

※1、2の現状値は、令和5年度～令和7年度の平均値 ※3の現状値は、令和6年度時点の数値 ※4の現状値は、令和4年度～令和6年度の平均値

オ. 街なみ環境整備、その他

- (ア) 生活道路、公園等、街なみ環境の整備や防災機能の確保を図るとともに、市街地内の低未利用地については、市街地整備の観点から有効な施策を実施する。
- (イ) 一般木造住宅の耐震化を推進するとともに、住宅需要に対応した良質な住宅ストックの形成に向けて、公営住宅長寿命化計画に基づく予防保全的な修繕及び耐久性の向上を図る改善事業及び老朽住宅居住者の移転を計画的に実施する。

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	老朽管更新事業	会津美里町	
		上水道施設等整備事業	会津美里町	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	公共下水道施設整備事業	会津美里町	
		合併処理浄化槽設置整備事業	会津美里町	

5 生活環境の整備	(5) 消防施設	消防施設維持管理事業	会津美里町	
	(5) 消防施設	広域消防等事業	会津美里町	
	(6) 公営住宅	町営住宅管理事業	会津美里町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活	水道未普及地域生活用水確保対策事業	会津美里町	
		公園管理事業	会津美里町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 環境	廃棄物減量対策事業	会津美里町	
		廃棄物処分事業	会津美里町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	消防団員活動事業	会津美里町	
		災害対策事業	会津美里町	
		交通安全対策事業	会津美里町	
		防犯対策事業	会津美里町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 基金積立	基金管理事業	会津美里町	
	(8) その他	生活環境保全事業	会津美里町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上下水道は、安全性を考慮し、社会情勢に応じた修繕、更新等を行い、長寿命化を図り、適正な維持管理に努める。消防施設は、多くの施設を保有しているため、公共施設等総合管理計画等に基づき計画的に改修、修繕を行いながら適正な維持管理に努める。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現状と問題点

ア. 高齢者福祉

令和7年10月1日現在の本町の高齢化率は、44.3%であり、全国平均の29.3%（人口推計月報より）、福島県の34.3%（福島県現住人口調査結果より）を大きく上回っている。中でも75歳以上の後期高齢者やひとり暮らしの高齢者、さらに介護を必要とする寝たきりや認知症高齢者が増加しており、今後も介護サービスや高齢者福祉サービスに対する需要は増加していくものと見込まれる。

そのため、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、介護保険制度の円滑な実施により、要介護者の身体状況に応じたサービスの提供を図るとともに、介護が必要な状態にならないための介護予防の強化や、地域社会全体で高齢者を支え合う地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていく必要がある。

イ. 児童福祉

認定こども園では、0歳児の受入れ枠の拡大など保育需要の実態に見合った教育の定員の見直しを行なうことにより、現在まで年度当初待機児童0を維持している。しかしながら、全国的な保育士不足から、年度途中からの入園希望に対応する保育士の確保が困難な状況となっており、今後は、保育士の安定的な確保を含め、途中入園のニーズに柔軟に対応できるような体制整備を図っていく必要がある。

また、一時保育や子育て親子の交流の機会・育児相談の場の提供等子育てニーズを踏まえた子育て支援サービスの充実を図る必要がある。

施設整備については、老朽化が進んでいる本郷こども園や子育て支援センターの複合化など今後具体的な検討を行い、運営形態も含め早期に方針を定める必要がある。

ウ. 地域福祉

人々の生活スタイルや価値観が多様化し、住民同士のつながりの低下や高齢化の進展、ひとり暮らしの増加などにより地域の治安や防災への不安が高まっている。

このような地域社会の様々な変化に対処していくためには、個々の対策だけでなく、住民、行政、関係機関・団体、事業者等が一体となって、地域ぐるみによる横断的な視点からの取組が必要である。

エ. 障がい者福祉

障がいを持つ方が地域の一員として共に生活し、自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、障がい福祉サービスの充実を図り、それぞれのニーズや状況

に応じたサービス提供体制を確保する必要がある。

オ. ひとり親家庭、障がい者及び低所得者福祉等

ひとり親家庭、障がいを持つ方及び低所得者福祉等については、自立の意欲を損なうことなく、各種制度を効果的に活用しながら福祉の増進を図っていくことが必要である。また、民生児童委員、社会福祉協議会、NPO、民間ボランティア等の活動を促進し福祉サービスの充実を図る必要がある。

カ. ライフスタイルに応じた結婚観醸成と出会いの機会創出

少子化は未婚化及び晩婚化の進行が大きく影響していることから、生徒・学生等と乳幼児との触れ合い体験を通じた結婚観の醸成や、結婚を望む男女に対する出会いの機会の創出が必要である。

キ. 妊娠を望む夫婦への支援

人口減少対策として、妊娠を望む夫婦に対し、特定不妊治療費用の経済的負担を軽減し、安心して治療を継続できる体制づくりが必要である。

ク. 子育ての不安解消

こども家庭センターを中心に妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行うため、センター機能の充実を図ることが重要である。また、保育施設の整備を行うことで保育の受け皿を確保し、安心して子育てができる環境づくりが必要である。

ケ. 子どもの居場所づくり

子どもが安心して過ごしたり学んだりすることができる居場所が重要である。また、学童保育については、児童クラブ受入れ人数の拡大や支援員の資質向上を図り、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体化を図るなど、安心して子育てができる環境を整備する必要がある。

(2) その対策

ア. 高齢者福祉

(ア) 高齢者及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、介護予防の必要性を理解してもらうための取組や、多くの高齢者が楽しく効果的に介護予防に取り組むことができるよう事業メニューの充実を図る。

(イ) 高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、医療機関と在宅介護の連携

を図り、医療、保健、福祉及び地域の関係者により継続的に支援できる体制を整備する。

(ウ) 地域包括支援センターを中心としながら、社会福祉協議会、NPO、民間ボランティア、高齢者福祉サービス事業者などによる多様な生活支援サービスの充実・強化に努める。

(エ) 高齢化が進むことに伴い認知症高齢者の増加が予想されることから、認知症地域支援推進員等を中心に認知症に対する正しい情報を発信し、認知症に対する偏見を解消するなど、認知症になっても安心して生活していくことの出来る地域での見守り体制作りを行う。

(オ) 団塊の世代が75歳以上となる2025年度と、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年の双方を見据えながら要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、保健、福祉、介護など様々な地域資源のネットワーク作りを進め、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る。

表7-1

成果指標	方向性	現状値	目標値
要介護認定を受けた高齢者の割合 (要支援認定を除く)	減少	15.28%	13.78 %
地域包括支援センター相談対応件数	現状維持	945件	945件

※現状値は、令和6年度時点の数値(上段・下段)

イ. 児童福祉

(ア) 一時保育や子育て親子の交流の機会・育児相談の場の提供等、町民ニーズを踏まえた子育て支援サービスの充実を図る。

(イ) 老朽化が進む本郷こども園幼児部棟や子育て支援センターの施設整備については、将来を見据えた施設の複合化や既存公共施設の縮減を図るとともに、町民ニーズに応じた子どもの遊び場の確保や効果的な運営方針等の検討を行い、児童の健全育成となる子育て支援施設の充実を図る。

(ウ) 子育て支援など就労と育児の支援の充実を図る。

表7-2

成果指標	方向性	現状値	目標値
子育てしやすい環境(育児や保育など)のまちだと思ふ町民の割合	増加	65.9%	70.0 %

※現状値は、令和6年度時点の数値

ウ. 地域福祉

(ア) 町民、行政、関係機関・団体、事業者など地域に住む人、地域に関わるすべての人たちが、それぞれの役割を分担し、共に歩む地域福祉の推進体制をつくる。

(イ) 福祉サービス等に係る情報提供や相談体制を充実し、個人情報保護を図る中で、

地域における支援が必要な人に対し、地域ぐるみの支援ができる体制を推進する。
 (ウ) 様々な支援を必要とする人が、抵抗感なく福祉サービスを利用できるよう、福祉サービスの向上を図るとともに、福祉サービス提供事業者の参入促進と連携など、福祉サービス提供基盤の整備を図る。

表 7-3

成果指標	方向性	現状値	目標値
習慣やしきたりによる男女の不平等を感じている町民の割合	減少	33.1%	28.0%
会津権利擁護・成年後見センターの相談対応件数	増加	54 件	87 件

※令和 6 年度時点の数値（上段・下段）

エ. 障がい者福祉

- (ア) 障がいを持つ方の自立支援及び就労支援を含めた社会参加支援の充実に努める。
- (イ) 障がいを持つ方が、安心して生活するために必要な情報提供・助言・各種相談についての相談支援体制の充実に努める。

表 7-4

成果指標	方向性	現状値	目標値
就労継続支援 B 型事業の利用者数	増加	84 人	90 人

※現状値は、令和 6 年度時点の数値

オ. ひとり親家庭、障がい者及び低所得者福祉等

- (ア) 自立の意欲を損なうことなく、各種制度を効果的に活用し、福祉の増進を図る。
- (イ) 民生児童委員や社会福祉協議会等の活動を促進し、福祉サービスの充実に努める。

カ. ライフスタイルに応じた結婚観醸成と出会いの機会創出

少子化は未婚化及び晩婚化の進行が大きく影響していることから、生徒・学生等と乳幼児との触れ合い体験を通じた結婚観の醸成や、結婚を望む男女に対する出会いの機会を創出するなどきめ細かな支援を行うことにより、「出会いと結婚」の機会づくりに取り組む。

キ. 妊娠を望む夫婦への支援

妊娠を望む夫婦に対し、特定不妊治療費用の経済的負担を軽減することで、安心して治療を継続できるように支援する。

ク. 子育ての不安解消

妊産婦の健康管理や子どもの発育・発達を支援し、子育ての不安解消を図るための環境の整備や、子どもたちが生涯にわたり健康な心身の基盤をつくるための取組を行う。また、子どもの発達段階に応じた質の高い保育を目指し、保育施設の整備を行い保育の受け皿を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、多子世帯に対する保育料の減免を行う。

表 7-5

成果指標	方向性	現状値	目標値
3歳児健診受診率	増加	96.6%	100.0%

※現状値は、令和6年度時点の数値

ケ. 子どもの居場所づくり

子育てをする親や家庭を支援する子育て支援センターの充実を図る。また、学童保育については、空き教室等の活用による児童クラブ受入れ人数の拡大や支援員の資質向上を図るとともに、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体化を図るなど安心して子育てができる環境を整備する。

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保・高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 児童館	児童福祉施設管理運営事業	会津美里町	
	(2) 認定こども園	こども園管理運営事業	会津美里町	
	(3) 高齢者福祉施設	高齢者福祉施設管理事業	会津美里町	
	(4) 社会福祉施設	社会福祉施設管理事業	会津美里町	
	(7) 市町村保健センター	保健センター管理事業	会津美里町	

6 子育て環境の確保・高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	多子世帯保育料軽減事業	会津美里町	
		こども家庭センター事業	会津美里町	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 高齢者・障害者福祉	高齢者福祉推進事業	会津美里町	
		認知症対策総合支援事業	会津美里町	
		一般介護予防事業	会津美里町	
		生活支援体制整備事業	会津美里町	
		自立支援給付事業	会津美里町	
		障がい者支援事業	会津美里町	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 健康づくり	健康づくり推進事業	会津美里町	
		精神保健事業	会津美里町	
		健診等事業	会津美里町	
		母子保健事業	会津美里町	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	地域福祉支援事業	会津美里町	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 基金積立	基金管理事業	会津美里町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画等において、認定こども園の整備や子育て関連施設の整備等を計画し、子育て環境の充実を図る。整備後は、適正な維持管理に努め、施設の長寿命化を推進する。また、高齢者施設については、適正な維持管理に努めるとともに、施設の統合等により施設総量の縮減を図る。

8 医療の確保

(1) 現状と問題点

本町の医療施設は、会津みさと診療所^{*}を含む一般診療所4施設、歯科診療所5施設となっている。

一般診療所は初期医療が主であるが「かかりつけ医」として地域に密着した医療を提供するとともに、住民の健康管理等に重要な役割を担っている。また、緊急総合的な診療や入院の際は、会津若松市や会津坂下町など近隣の医療機関の受診も少なくない。

医療全般については、ますます高度化、多様化するニーズや救急、休日、夜間の医療体制の充実を図るため、医療機関との連携強化が必要であり、医療機関へのアクセス手段の確保など安心できる環境づくりに努めなければならない。

医療については、福島県の医療計画において5疾病6事業の対象医療機関として位置づけられている会津みさと診療所の医療事業に対する支援が必要である。

また、緊急医療では休日当番医制度の継続と広域消防による救急医療体制の整備充実が必要となる。

また、予防接種や検診（健診）及び検診（健診）後の保健指導・健康教室・健康相談等を実施し、住民の健康寿命の延伸に努めており、今後も効果的・継続的に実施していく必要がある。認知症・生活習慣病・虐待等の予防のため各種事業の充実や継続実施が重要であり、これからさらに進行する高齢化社会に対応するため、医療・介護・住環境・生活支援等について包括的に支援していく地域包括ケアシステムを構築していく必要がある。

^{*}会津みさと診療所 高田厚生病院の無床診療所移行に伴い、令和8年4月1日から名称変更となる。

(2) その対策

(ア) 地域の初期医療を担う「かかりつけ医」の普及・定着を促進する。また、高齢化社会に対応するため、地域包括ケアシステムの構築が重要である。地域包括ケアシステムは、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要であるため、集いの場、NPOや民間ボランティアなど身近な人を活用することが不可欠であり、同時に地域の新たな雇用の創出に繋げ、地域社会全体で高齢者を支えていく体制づくりを推進する。

(イ) 地域医療の中核である会津みさと診療所の医療事業を支援し、地域医療体制の充実を図る。

(ウ) 予防接種、各種検診（健診）率の向上に努め、保健指導の充実と住民の健康増進に対する意識の高揚を図り、関係機関（医療機関・老人保健施設・関係各課等）との連携により、心身の健康づくりのために住民自らが実践できる環境の整備を推進する。

表 8-1

成果指標	方向性	現状値	目標値
特定健診受診率	増加	53.8%	60.0%
体づくり教室参加者数	増加	323人	350人

※現状値は、令和6年度時点の数値（上段・下段）

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	地域医療整備事業	会津美里町	
		母子保健事業	会津美里町	
		乳幼児・児童及び生徒医療費助成事業	会津美里町	
		健診等事業	会津美里町	
		感染症対策事業	会津美里町	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 基金積立	基金管理事業	会津美里町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、公共施設等総合管理計画等との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

9 教育の振興

(1) 現状と問題点

ア. 幼児教育・保育

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であることから、幼児期の教育は、その後の生活や学習の基礎となり、資質能力の向上に大きく寄与する。そのため、認定こども園が担う役割の重要性を再認識し、幼児教育・保育の振興を図るため、認定こども園及び保護者に対する支援を継続する必要がある。

また、認定こども園・小学校との連携による教育内容の充実など、質の高いきめ細かな幼児教育の提供と子どもの育ちを支える幼児教育環境の整備に取り組む必要がある。

イ. 学校教育

本町の義務教育諸学校数は、小学校3校、中学校2校、義務教育学校1校となっているが、児童数・生徒数の減少は著しく、将来の学校統合を視野に入れ、多面的な検討が必要である。また、多くの学校施設の老朽化に伴い計画的な改修が必要である。

学校給食センターについては、老朽化した既存の2施設を統合した新たな給食センターが供用を開始した。それに伴い、旧高田学校給食センターは、施設を解体したが旧新鶴学校給食センターについては、早期に利活用方針を決定する必要がある。

また、「全国学力・学習状況調査」や「ふくしま学力調査」等の結果を踏まえた指導方法の工夫改善や、タブレット端末等のICT機器を活用した情報教育、きめ細かな個に応じた指導の充実を図り、確かな学力を育成するとともに、学校が地域との連携・協働を一層推進するため、学校や地域の実情に応じて、家庭や地域との連携を図り、保護者や地域住民が学校運営に参画できる機会の充実を図る必要がある。

ウ. 生涯学習

近年のICTの急速な進化によるライフスタイルや価値観の多様化・学習意欲の高まりを受け、“いつでも どこでも 誰でも”学ぶことができる生涯学習社会の実現が一層求められている。

このような状況を踏まえ、複合文化施設などの生涯学習施設の活用や、ボランティアをはじめ地域の人材の参画、他の分野との連携も図りながら、多面的な視点からの新たな学習プログラムを取り入れるなど、生涯学習の機会の拡充が必要である。

さらに、子どもたちが健やかに成長できるよう家庭、地域、学校などの関係機関と連携しながら、健全な人格形成のための環境整備に取り組む必要がある。

エ. 生涯スポーツ

住民の健康づくりと心身の健全な発達や地域の連帯感を醸成し、好ましい人間関係を広げるために公民館や地域づくりセンター、総合型スポーツクラブ、体育協会、スポーツ少年団が各種のスポーツ活動やうんどう教室などを実施している。

スポーツ人口の拡大や住民の生涯にわたるスポーツ活動を推進するため、多くの町民がスポーツに参加できる環境づくりが必要である。

また、多くの体育施設は老朽化が進んでいるため、統廃合を踏まえた、施設の計画的な整備を推進する。

(2) その対策

ア. 幼児教育・保育

公立・私立の認定こども園のそれぞれの長所を活かしながら、保育教諭の資質向上に努め、就学前教育の充実を図り、老朽化した本郷こども園の今後の方向性について早急に決定し整備に着手する。

イ. 学校教育

児童生徒数の減少に伴う学校規模の適正化や適正配置について検討するとともに、老朽化した学校施設を計画的に修繕、改修等を行い、安心・安全な学習環境の確保を目指す。また、学習に対する児童生徒の興味や関心を高め、わかりやすい授業を実践するためICT機器を活用するとともに、外国語指導助手の計画的な派遣により、情報化、国際化に対応した教育環境の整備を推進する。

表9-1

成果指標	方向性	現状値	目標値
前年度より学力を伸ばした児童・生徒の割合 ※対象児童生徒 小学4年生～中学2年生	増加	65.8%	75.0%
自己効力感・成長意欲・将来への夢を持つ児童・生徒の割合 ※対象児童生徒 小学4年生～中学2年生	現状維持	78.3%	80.0%
肥満傾向の割合 ※肥満度20%以上 ※対象児童生徒 小学1年生～中学3年生	減少	13.8%	12.0%

※現状値は、令和6年度時点の数値（上段・中段・下段）

ウ. 生涯学習

生涯学習の充実を図るため、公民館や各地域づくりセンター、図書館が連携して、町民の学習ニーズを的確に把握し、生涯学習講座等の充実や環境整備の充実に努め、町民の自主的な学習活動や学習機会の創出を支援するとともに、生涯学習に関する多様な情報を提供する。

また、家庭・地域・学校など関係機関が連携、協働し、「子どもは社会の宝」として社会全体で支えていく体制づくりを構築するとともに、心豊かな子どもの育成のため発達段階にあわせて読書活動や体験活動の推進を図るなど、家庭教育の推進や青少年の健全育成を推進する。

表 9-2

成果指標	方向性	現状値	目標値
公民館及び複合文化施設の利用者数	現状維持	33,864 人	33,800 人
目標を持って学習を行っている町民の割合	増加	34.1%	37.0%

※現状値は、令和6年度時点の数値（上段・下段）

エ. 生涯スポーツ

各種スポーツ、レクリエーション施設の整備、管理運営体制の充実を図り利用を促進し、指導者及び団体の育成・強化に努めるとともに、指導体制の充実強化を図る。

スポーツを行う町民が増加することは、健康づくりや地域の活性化に繋がることから、さらにスポーツに興味を持ち、実践する町民が増加するよう、スポーツ大会・教室等事業を推進する。また、スポーツ推進委員会や体育関係団体との連携を図るとともに、各々が主催する各種事業のさらなる普及・啓発活動を進める。

表 9-3

成果指標	方向性	現状値	目標値
体育施設条例第2条に定めるスポーツ施設の利用者数	現状維持	53,259 人	53,200 人
実際にスポーツを行っている町民の割合	増加	43%	46%

※現状値は、令和6年度時点の数値（上段・下段）

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 設校舎	小学校管理運営事業	会津美里町	
		中学校管理運営事業	会津美里町	
		義務教育学校管理運営事業	会津美里町	
		義務教育学校整備事業	会津美里町	
	(1) 学校教育関連施設 給食施設	給食センター管理運営事業	会津美里町	
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館	複合文化施設管理運営事業	会津美里町	
	(3) 集会施設、体育施設等 体育施設	体育施設管理運営事業	会津美里町	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業義務教育	小学校教育振興事業	会津美里町	
		中学校教育振興事業	会津美里町	
		義務教育学校教育振興事業	会津美里町	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 生涯学習・スポーツ	生涯学習推進事業	会津美里町	
		公民館活動事業	会津美里町	
		地域づくり推進事業	会津美里町	

8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 生涯学習・スポーツ	生涯スポーツ推進事業	会津美里町	
		図書館管理運営事業	会津美里町	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	健康管理事業	会津美里町	
		教育研究事業	会津美里町	
		小学校 I C T 教育環 境整備事業	会津美里町	
		中学校 I C T 教育環 境整備事業	会津美里町	
		義務教育学校 I C T 教育環境整備事業	会津美里町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画等により、計画的な保全による施設の長寿命化を図り適切な維持管理に努める。なお、将来の児童・生徒数の増減や地域分布状況を踏まえ、各学校の規模の適正化や学区編成等についても検討する。また、生涯学習施設についても計画的に施設総量の縮減を図り、供給量の適正化を推進する。

10 集落の整備

(1) 現状と問題点

集落が抱える問題の把握、将来の集落のあり方、有事の際の対応など集落の整備を常時推進していかなければならない。いわゆる過疎集落と呼ばれる集落などでは、生活の維持や満足な地域活動ができない状況であるとともに、昨今の地域コミュニティの希薄化による地域活動の参加者の減少が見込まれ、高齢者や子どもの見守り等の地域が果たしてきた役割の維持、地域の伝統的な祭りや行事、イベントなどの実施が困難な状況にある。また、近年、人口減少や少子高齢化の進行、家族形態の多様化等により空き家が増加しており、特に適正に管理されていない空き家は、環境、景観、又は防災・防犯などの面で多大な悪影響を及ぼしており、地域住民の安心・安全な暮らしを脅かしている。

今後、各集落の地域環境の保全や集落間道路の整備をはじめ、上水道、排水処理、雪対策、地域防災の強化など生活環境の整備・充実を図るとともに、町内に点在する空き家、統廃合による公共施設等の有効利用を図り、移住・定住促進のための受け皿や、さらには都市との交流等の促進に有効活用していくことが課題である。

(2) その対策

- (ア) 若者の定着、定住人口の増加を図るため、移住・定住の需要に応じた新たな宅地供給について検討するとともに、空き家の除却、改修及び利活用に対する支援等を行い、総合的な空き家対策を推進する。
- (イ) 各集落の地域環境の保全と集落間の交通・情報ネットワークを確立し、上水道、排水処理、雪対策など生活環境の充実を図るとともに、過疎集落の再編についても検討する。
- (ウ) 町内にある遊休資産の地域資源化に向け、地域に存在する空き家や空き店舗などを活用した地域力向上を図る取組を支援する。また、若者世帯や移住希望者に住宅用地として供給し、市街地の居住促進を図るなどの新たな取組手法を検討する。
- (エ) 少子高齢化により、集落内での共同作業や伝統行事、年間行事等の活動の継続が課題となっていることから、地域間及び地域内住民の連帯感を深め、地域の課題解決に向けた取組を住民と行政が協働で行い、地域活動への参加意識を高め、若い世代が積極的に参加しやすい環境の整備に取り組む。また、集落支援員制度等を活用し、地域活動をけん引する人材の育成や複数集落のネットワーク化、地域運営組織等の形成を支援する。

表 10-1

成果指標	方向性	現状値	目標値
地域活動に参加している町民の割合	増加	51.9%	60.0%
必要な時に隣近所や地域で支え合って生活している割合	増加	63.1%	72.0%

※現状値は、令和6年度時点の数値（上段・下段）

（3）計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再 編整備	水道未普及地域生活用 水確保対策事業	会津美里町	
		消防施設維持管理事業	会津美里町	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	地域づくり推進事業	会津美里町	
		空き家利活用事業	会津美里町	
		地域おこし協力隊事業	会津美里町	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 基金積立	基金管理事業	会津美里町	

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、公共施設等総合管理計画等との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

11 地域文化の振興等

(1) 現状と問題点

本町には、中世城郭として歴史的に貴重な位置づけにある向羽黒山城跡、歴史の道としての下野街道などの貴重な史跡等や、地域固有の伝統文化、歴史、郷土芸能などが数多く残されている。

しかし、都市化と過疎化の波により地域コミュニティの衰退が見られ、伝統行事の減少や地域文化の後継者不足などの問題を抱えている。

このような中で、文化財の適切な保存に努めるとともに、地域の歴史・文化の再発見などから地域の良さを見直すことにより、地域文化を保存・継承する人材の育成を図っていく必要がある。

歴史的、文化的遺産を後世に伝えていくため、郷土資料館「さとりあ」において、地域住民が地域特有の文化の理解を深め、地域の伝統行事への参加や文化財の保存・継承活動を通して、地域における文化の振興を図っていくことが必要である。

(2) その対策

(ア) 地域文化の振興を図るため、住民の参画を促進するとともに、個人、地域及び団体等の自主的な文化創造活動を支援する。

(イ) 史跡や伝統行事については、調査と保護を進めるとともに、各種文化振興施策の推進により後世への伝承を図る。

(ウ) 一旦町外に転出した若者が、本町に戻ってくるための施策のひとつとして、子どもたちに町の良さや特色などを伝える教育が有効であるため、学校教育において、本町の歴史や文化を理解し故郷を愛する心を育てる教育の推進を図り、進学及び就職による転出後も故郷に帰りたいたいと思う心を育てるための取組を行う。

(エ) 子どもから高齢者まで「わがまち」の魅力を感じながら生活できる環境を整えるため、住民と行政が一体になり事業を展開するとともに、町の歴史や文化、隠れた宝を探すことにより、自分たちのふるさとに誇りが持てるよう郷土学習を推進する。

また、公開できる情報について調査・整理し、デジタル化を図ることで、町の歴史文化の周知を促進するとともに、過去の災害記録等を収集し、国の示した文化財防火ガイドラインに基づき、文化財の防火体制の確認を行い、必要に応じて防火対策を検討する。

表 11-1

成果指標	方向性	現状値	目標値
町の歴史・文化に興味・関心のある町民の割合	増加	55.7%	59.3%
郷土資料館の来館者数	増加	844人	1,012人

※現状値は、令和6年度時点の数値（上段・下段）

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振 興等	(1) 地域文化振興 施設等 地域文化振興施設	文化財保存・活用事業	会津美里町	
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 地域文化振興	文化財保存・活用事業	会津美里町	
		教育研究事業	会津美里町	
		地域文化振興事業	会津美里町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、公共施設等総合管理計画等との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現状と問題点

2020年に国が行ったカーボンニュートラル宣言を受け、本町においても2024年にゼロカーボン宣言を行い、町内の公共施設や住宅等を改築、改修する際は、積極的な再生可能エネルギーの活用を促進することとしている。また、森林資源においては、木材価格の低迷等により整備が進まず有効活用ができない状況にあり、新たな木材需要を創出する必要がある。

(2) その対策

- (ア) 公共施設への再生可能エネルギーの活用を推進し、省エネルギーで効率的な施設整備を目指す。
- (イ) 新たな木材需要の創出として、近隣市町村と協働し、木質バイオマス資源を安定的に供給できる体制を整える。
- (ウ) 温室効果ガス排出削減のため、住宅用太陽光発電設備等の設置及び省エネルギー対策に対する支援を行う。

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の促進	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	森林資源活用推進事業	会津美里町	
	再生可能エネルギー 利用	生活環境保全事業	会津美里町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

再生可能エネルギーを積極的に活用し、省エネルギーや省資源対策など、自然や環境と調和した経済的な施設整備を推進するため再生可能エネルギーの利用を促進する。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現状と問題点

分権型社会への移行に伴い自己責任能力が強く求められる一方で、国・地方の財政状況の悪化により地方財政全般にわたっての歳出の抑制や、地方交付税の一本算定及び人口減少による減額、町税収入の減収などにより本町の財政はさらに厳しさを増すことが予測される。

また、町村合併に伴う類似施設が多数あり、施設の維持管理経費の増加が見込まれることから、トータルコストの縮減、予算の平準化、施設の統廃合及び有効活用が必要である。そのため、今後減少していく人口と税収の中、町が保有する膨大な公共施設について、適切な修繕・維持管理を行い、それらを長く賢く利用しつつも、いかにして質の高い行政サービスを維持できるかが大きな課題である。

このような状況の中、これまでと同じ行政手法により町民のニーズを満たすことはもはや難しくなっていることから、町民と行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働によるまちづくりを進めることが重要である。

このためには、町民に対する積極的な情報の提供と十分な説明はもとより、町民が行政活動へ参加する機会を確保するとともに、多分野にわたる専門的知識や能力を有する多数の町民やボランティア団体、コミュニティ組織等のまちづくりへの参画意識の高揚を図り、地域課題解決に向けた取組を推進する必要がある。

また、町民が自信と誇りをもって安心して暮らせるよう雇用と所得の確保はもとより、生活環境等の整備により、若者の定住促進と魅力ある地域づくりを進めることが重要である。移住促進のための施策や、未婚化、晩婚化対策のため婚活等の支援など、様々な課題が山積している会津地域の状況を踏まえ、市町村、民間組織、県等と連携を強化し、人口減少対策のための施策を広域的に講じることにより、過疎からの自立を図り、持続可能な地域社会の形成及び地域活力のさらなる向上を目指していく。

(2) その対策

(ア) 町民と行政がそれぞれの役割と責任を認識しながら、地域課題解決に向けた取組を推進する。

(イ) 婚活等の支援や移住の促進を図り、人口減少に歯止めをかけるための施策を講じる。

(ウ) 地方大学との地域ニーズを踏まえた実践的なプログラムを構築し、大学が持つ

知的情報資源、人的資源と大学の高い教養と専門的能力を活かした学官連携により、本町における地域課題を解決する。

(エ) 経済圏レベルでの連携（地域間の連携・協働）を促進し、人口減少・少子高齢化が他地域より著しく、様々な課題が山積している会津地域の状況を踏まえ、市町村、民間組織、県等が連携を強化して課題解決を図る。

(オ) 町が保有、管理する公共施設について、トータルコストの縮減、予算の平準化、施設の統廃合、有効活用を検討し、公共施設の適正管理に努める。また、不用財産や遊休財産を整理し、売却や貸付等による財源確保や維持管理経費の削減を図る。

公共施設等総合管理計画等との整合性を図り、建物の適正な維持管理、又は縮減を図ることで、質の高い行政サービスを維持し、町が持続的発展を遂げるための事業を展開する。

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の 持続的発展に関し必 要な事項		地域振興事業	会津美里町	
		広域連携事業	会津美里町	
		普通財産管理事業	会津美里町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、公共施設等総合管理計画等との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

※ 事業計画（令和8年度～令和12年度）

過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促進・人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	移住促進事業	会津美里町	
		地域おこし協力隊事業	会津美里町	
		空き家利活用事業	会津美里町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 地域間交流	都市交流推進事業	会津美里町	
		ふるさと納税管理事業	会津美里町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 人材育成	地域振興事業	会津美里町	
		地域づくり推進事業	会津美里町	
	2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	農業総務事業	会津美里町
日本型直接支払制度事業			会津美里町	
農業経営安定化支援事業			会津美里町	
新規就農者・担い手育成事業			会津美里町	
耕作放棄地対策事業			会津美里町	
森林環境保全事業			会津美里町	
森林資源活用推進事業			会津美里町	
(10) 過疎地域持続的発展特別事業 商工業		創業事業継続支援事業	会津美里町	
		商工活性化事業	会津美里町	
(10) 過疎地域持続的発展特別事業 観光		観光まちづくり推進事業	会津美里町	
		観光施設管理事業	会津美里町	

2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 企業誘致	商工活性化事業	会津美里町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	商工活性化事業	会津美里町	
		有害鳥獣防除事業	会津美里町	
(10) 過疎地域持続的発展特別事業 基金積立	基金管理事業	会津美里町		
3 地域における 情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化	総合行政システム運用事業	会津美里町	
		広報公聴事業	会津美里町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	地域振興事業	会津美里町	
4 交通施設の整備 交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 交通施設維持	公共交通利用促進事業	会津美里町	
5 生活環境の 整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活	水道未普及地域生活用水確保 対策事業	会津美里町	
		公園管理事業	会津美里町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 環境	廃棄物減量対策事業	会津美里町	
		廃棄物処分事業	会津美里町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	消防団員活動事業	会津美里町	
		災害対策事業	会津美里町	
		交通安全対策事業	会津美里町	
		防犯対策事業	会津美里町	
(7) 過疎地域持続的発展特別事業 基金積立	基金管理事業	会津美里町		

6 子育て環境の確保・高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	多子世帯保育料軽減事業	会津美里町		
		こども家庭センター事業	会津美里町		
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	高齢者福祉推進事業	会津美里町		
		認知症対策総合支援事業	会津美里町		
		一般介護予防事業	会津美里町		
		生活支援体制整備事業	会津美里町		
		自立支援給付事業	会津美里町		
		障がい者支援事業	会津美里町		
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 健康づくり	健康づくり推進事業	会津美里町		
		精神保健事業	会津美里町		
		健診等事業	会津美里町		
		母子保健事業	会津美里町		
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	地域福祉支援事業	会津美里町		
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 基金積立	基金管理事業	会津美里町		
	7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業業 その他	地域医療整備事業	会津美里町	
			母子保健事業	会津美里町	
乳幼児・児童及び生徒医療費助成事業			会津美里町		
健診等事業			会津美里町		
感染症対策事業			会津美里町		
(3) 過疎地域持続的発展特別事業業 基金積立		基金管理事業	会津美里町		

8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	小学校教育振興事業	会津美里町		
		中学校教育振興事業	会津美里町		
		義務教育学校教育振興事業	会津美里町		
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 生涯学習・スポーツ	生涯学習推進事業	会津美里町		
		公民館活動事業	会津美里町		
		地域づくり推進事業	会津美里町		
		生涯スポーツ推進事業	会津美里町		
		図書館管理運営事業	会津美里町		
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	健康管理事業	会津美里町		
		教育研究事業	会津美里町		
		小学校 I C T 教育環境整備事業	会津美里町		
		中学校 I C T 教育環境整備事業	会津美里町		
		義務教育学校 I C T 教育環境整備事業	会津美里町		
	9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	地域づくり推進事業	会津美里町	
			空き家利活用事業	会津美里町	
地域おこし協力隊事業			会津美里町		
(2) 過疎地域持続的発展特別事業 基金積立		基金管理事業	会津美里町		
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	文化財保存・活用事業	会津美里町		
		教育研究事業	会津美里町		
		地域文化振興事業	会津美里町		
11 再生可能エネルギーの利用の促進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	森林資源活用推進事業	会津美里町		
		生活環境保全事業	会津美里町		

